

令和3年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月11日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
16番	大西徳三郎		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

6番 澤村均君の発言を許します。

○6番（澤村 均君）

通告書に従い一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

さて、今日3月11日、あの東日本大震災から丸10年ということで、ここ数か月前からテレビでは毎日のようにあの津波の映像が流されております。

私たちは、忘れてはならないと言いながら、震災が起き、ある時期が来ると忘れ去り、そしてまたことわざにあるように、忘れた頃にやってくる、そういう繰り返しのずっと歴史があります。

この本市でも、130年前の濃尾震災ですが、私は記憶もございませんし、当時この地にも育っておりませんのであまり詳しいことは知りませんでした。

あるとき、瑞浪のほうへ行きましたら、断層というんですかね、そういうのがあって、これは濃尾震災のときの傷痕だということで、根尾の水鳥にあります断層と同じような景色でありました。

今、防災のことを毎年のように毎回のように取り上げてまいりましたが、どうしても自分のことになると忘れがちになる、忘れたいというんですかね、こういう忌まわしいことは、それを教訓にして今テレビで毎日のようにやっております。

私も、この映像を見るたびに、亡くなられた方、本当に心から御冥福を祈る、そういう気持ちで見えておりますが、我が身に置き換えるとどうしても家具一つ固定をすることも忘れて、しない。これが現実ではないかと思えます。

この、いまだに2,525人の行方不明の方々、さらには4万2,000人余りの福島の方々が家にも帰れない現実、これは私たちでは想像できません。この原子力発電所の問題、今後40年間廃炉作業をしても終わるかどうかわからない。これを私たち、自分に置き換えてこれからの教訓にしようとしても、なかなか遠い離れた場所で起きたこと、そういうふうには思いがちなじゃないでしょうか。

私も、あの10年前の当日、大垣のほうで建設現場にいました。一瞬目まいがして何か体調不良かなと思いき、座ったところ、地面が揺れておりました。かなりの揺れでした。体感があっても、結局は忘れてしまう。これは情けないというか残念なことであると思えます。

災害のことは3番目の質問でもまたお話ししたいと思いますので、一般質問に入りたいと思います。

まず1番目に、高齢者家庭を見守る現状についてであります。

私も今年70歳になりました。今は息子や孫と幸せに暮らしておる、そう感じて生活しております。ですが、いろんな高齢者の家庭から要請があったり悩みの相談を受けたりしております。年を増すごとにそれが現実であり、またいつかは自分もそうなるであろうと思うと、この高齢者問題、これは捨てておけません。

最初に、1番目に質問ですが、本市の本巢市地域福祉計画、これちょっと古いんですけど、こういうものを読みながら質問をつくってみました。独り暮らしや高齢者のみの家庭の見守りについてであります。

本市では、今どのような見守り体制を取っておられるのかをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

独り暮らしや高齢者のみの家庭の見守り対策についてお答えさせていただきます。

本市では現在、本巢市在宅介護支援センター職員による独り暮らしの高齢者への訪問、民生委員による見守り活動、各業種の36事業所との協定を締結し、高齢者の安否確認等を実施する本巢市地域見守りネットワークなど独り暮らしや高齢者のみの世帯の見守り活動を実施しており、日本郵便、新聞店から2件の通報があり、速やかな安否確認をしたところであります。

また、独り暮らしの高齢者、高齢者世帯で一方が寝たきりである世帯の世帯主や、1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けた障がい者で単身世帯である人に対しましては、急病や事故等の緊急時に容易に緊急通報ができる緊急通報装置を無償で貸与しております。貸し出しております。

このシステムは、通報装置を自宅の電話機と接続し、24時間365日対応のコールセンターへとつながり、常駐のオペレーターと会話ができ、オペレーターは必要に応じ岐阜市消防本部に通報することで救急隊が出動します。また、相談ボタンがあり、コールセンターに常駐する看護師がアドバイスを行うこととなっており、令和3年1月末現在で139人が利用しているところであります。なお、今年度は延べ71回の通報があり、うち11件が救急車の出動となっております。

さらに、避難行動要支援者名簿を作成しており、これにより災害時の安否確認や避難支援を速やかに進めることができると考えております。

なお、今後におきましては点、個々やそれぞれの見守りには限界があることから、面、一体的、連携での見守りが重要であると考えており、地域ぐるみでの見守りなど連携した高齢者の見守りを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

1級から4級の方にはそういう通報装置があり見守りを行っている、そういうことになっておりますが、私、ある相談者から電話をいただき訪問をした折に、障がいを持っておられる高齢者夫婦世帯ではございましたが、そういう要支援の手続きを取っていなかった、そういう状況でありました。

この高齢者が、家族が近くにおればいいんですけど、なかなか離れて暮らしているとかなかなか連絡が取れない、そういう家庭においてなかなか心細くなり心配になる、そういうときに気軽に相談ができる、そういうところが電話一本でつながればいいんですが、なかなか前から私もその家庭については見守りのことで要請をしておりました。

そこで、この本巢市地域福祉計画を読んでおりますと、このアンケートの中にも地域の人たちの、住民同士で協力しながら見守りたいと、これ課題ですけどね、51%、そういう半数の方が地域で見守っていこうという温かい気持ちはあるんですが、現実そうはなっておりません。

そこで、定期的に家庭を見守る、そういうことは行政が直接やらなければならないと思います。私も市役所へ出向いてお話をしましたら、広域連合で包括支援のほうへ行ってくれ、で、市役所の窓口ではなくそちらのほうへ出かけて、現実はどうなっているのか、そうしたら、施設の方も来てその家庭で4者協議みたいなことをやったんですが、やっぱり半年ぐらい1年ぐらいは訪問していない、そういう現実がありました。

そのときに、30分ぐらいお話をしたんですが、ふだん2人高齢者の夫婦で2人で生活していて会話もない、家族とも連絡が取れない、かなり下向きな暗い雰囲気でしたが、皆さんで話しているうちにだんだん打ち解けているんな自分のこと、身の上を話してくれて、すごく雰囲気が変わりました。

こういうことが見守りではないのかなという、地域にそういう人がおれば一番ありがたいんですけど、この心の部分の支えというのが、定期的にただ見る、状況どうですか、これはアンケートでもできる話ですよ。そういうことを思いながら、この1番目の家庭の見守りについてを、行政ができないのであれば民間に任せる、自治会のことは自治会でという雰囲気はかなり根強いので、どうやって解決したらいいものか。私が支援するのも限界がありますので、これは本当に真剣に自治会で話し合っただき、これは防災にも関係してくるんですが、どこにどういう家庭があるかということはやっぱ地域で確認して見守っていく、これが一番、最低限大事なことだと思いながら、この見守りについてですが、行政のほうで定期的に、1級から4級は通報システムがあるからじゃなくて、定期的に見守っていく方法、今そんなにそういう老老家庭がたくさんあるわけではないので、やろうと思えば、せめて2か月に1遍ぐらいの見守りを、そういう体制を取っていただきたいと思って再質問をいたしますが。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

議員も申されましたように、高齢者の見守り、実態、それから私どもの行政での体制、十分でないという御指摘がございましたが、私どもにつきましてもそれぞれの部局、社会福祉協議会の包括支援も含めてそういったことの重要性は十分認識しておりますので、今後そういった体制がどの程度まで整うのかということについてまた検討してまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ぜひとも定期的に訪問していただく、見守っていただくということをお願いして、2番目の質問に入りたいと思います。

今、本市では、高齢者や免許の返納者、障がい者に対するタクシーチケットの配付をしている。個々状況によってその枚数は違うと思うんですけど、今の配付状況の現状をお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、通院や買物に使われるタクシーチケットの配付状況についてお答えさせていただきます。

現在、本市では、外出の機会を増やし行動範囲を広げることで健康増進及び介護予防につなげることを目的に、市内在住の運転免許証を持っていない75歳以上の高齢者に対して買物や通院時の移動手段としてタクシーを利用する際の運賃の一部を助成しております。500円分のタクシー助成券を申請した月から年度末までの期間に対し月4枚、年間で最大としまして48枚を交付しますが、2万4,000円分を交付する制度となっております。

また、同一世帯で運転免許証を持つ75歳以上の高齢者がいる場合や施設への入所者、また入院をしている場合は対象外となりますが、令和2年度では、令和3年2月末ではございますが、402人に交付しており、令和元年度からの交付では329人でありましたので、交付率としましては前年と比較して1.2倍となっているところでございます。

なお、本年の利用率につきましてはコロナ禍の影響もあり、現在40%程度となっておりますが、今後も引き続き高齢者タクシー利用助成事業の周知を重ねて、健康増進及び介護予防につなげるためにも事業の利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この48枚という枚数が多いか少ないかということで再質問いたします。

病気とか通院とか、もちろん買物でも使えるわけでしょうけど、1つの病気で、大概私も通っておりますが、月に1回は病院へ行きます。そうすると往復で2枚要るわけですね。そうすると、傷病が1つで年間24枚要るわけですね。これ2つ、例えば歯医者とか目医者とかあると、この倍要るわけですね。なおかつ買物というのがあるわけですが、私、ある方から要請を受けまして、ちょうどまだ先月ですか、年金も15日まで入ってこない、チケットも使っちゃってもうない、今年度分ですよ、だから買物に行く手だてがないということで、ちょっと緊急な場合でしたので買物に乗せていきました。この人が特殊な例かと思うと、そうではないんです。必要な人に必要な分があるのが望ましい配付の仕方ではないかということを思いながら、ある方に聞いたら、やっぱし自転車に乗ってみる方はそんなに天気のいいときは乗らない、病院も近かったら自転車で行けるということを考えますと、使っていない、余ってくるというのがこの四十数%の残りの六十数%の方、コロナ禍は別として、そういう少し矛盾みたいなものを感じるわけです。

そこで、状況に応じた配付の仕方というのを柔軟に、例えば緊急性のある場合、病院へ行くのに救急車を呼ぶという手だてもあります、都会では。そういうことは異例として、そういう方のために多少柔軟な考え方、どうしてもタクシーを使わなければどこにも行けない、そういう家庭にはもう少し手厚い配付状況が考えられないかということのを再質問いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

現在の制度でございますが、一昨年からですけれども、一昨年は700円を2枚という形で交付しておりました。制度を改めて高齢者支援も含めて見直す中で、一昨年500円を4枚という形で拡充をさせていただいたところでございます。

こうした利用しやすい形での拡充を少し、一部したんですが、議員が申されるようにお困りの方、当然この利用率を見ましても使っていない現状もございますので、そういったこともございますが、今現状でこういった拡充の今施策をしておりますので、今後そういう要望等がまた大きくなったり、高齢者対策が重要な時期に当然なっておるんですが、そういったところも含めてまたいろいろ私たち市のほうでも考えていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ぜひともそういう改善をしていただきたい、そういうふうに要望をしておきます。

3番目の質問に入りたいと思いますが、この高齢者家庭で体が不自由な方、この質問はもう3回ほどするんですが、生ごみを収集場所まで持っていくことが困難になってきた、そういう方がお見えです。前も自治会で解決せよという話でしたので、本来なら私、自分の自治会なら率先して行くところですが、よその自治会へ出向いてまではそういうことはちょっと抵抗がありますし、ちょっとそれはやめておこうと思ひ、これは行政の力で何とか支援ができないかということのを再三要望してまいりました。

例えば、そういう支援のボランティアの方を募る、定期的な見守りと一緒にそういうことも踏まえて支援をしていただけないかということで、再度この生ごみの分別指定場所への高齢者の支援の仕方についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

高齢者世帯のごみ出し支援に対する考えについてお答えをいたします。

昨年12月の一般質問におきまして、高齢者や障がい者等で生ごみなどの可燃物の運搬に支障のある家庭を対象にごみ出し支援を行うため、支援の方法や料金の問題などを検討し、令和4年度から運用開始を目指すとの答弁をさせていただきました。

その後、関係部署と協議を進めておりましたところ、本巢市社会福祉協議会が高齢者等の日常生活を支援する活動として、本巢市ボランティアセンターに登録するサポーターが活動する「くらしつなぎあい事業」を令和3年度から実施することとなりました。

事業内容といたしましては、電球・電池の交換、簡単な掃除、草取りなどの作業のほか、ごみ出し支援も実施する活動内容となっており、本巢市ボランティアセンターに登録した会員がサポーターの活動に対して利用料として10分100円を支払う内容となっております。

本市におきましても、ごみ出し支援事業について検討を進めていましたが、本巢市社会福祉協議会がくらしつなぎあい事業を実施するため、今後はこの事業が推進できるよう支援してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。大変いいお答えをいただいたということで、うれしく思います。今後とも、いろんな見守りを含めてこういう支援をしていただきたい、こういう運動がどんどん活発になるようになると思います。よろしくお願ひします。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。

小・中学校の少人数学級についてであります。

今、全国的に1クラス35人の少人数学級を拡充するという動きが見られております。

そこで、本市の各クラスの人員体制というんですかね、現状を報告していただきたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市小・中学校の1学級の人数と教員の確保についてお答えします。

小・中学校の少人数学級の実態については、標準学級40人定員のところ、文部科学省が示すとおり小学校1年生で35人学級としております。それに加えて、岐阜県では独自に小学校2年生、3年生及び中学校1年生で35人学級としており、県内学校は全てそれに準じて実施しております。

国は今後、小学校全学年を35人定員にしていく予定ですが、岐阜県では国に先駆けて進めており、来年度は新たに小学校4年生を35人学級にしていきます。本市では、それを受けて、弾正小学校の4年生が1学級の予定だったところ2学級となります。在籍38人で1学級になるはずだったところ、19人ずつの2学級となるわけですから、一人一人を丁寧に見届け指導することができます。

35人学級は国及び県が示す基準で編成するものですし、担任等の教員は県費負担職員ですので、学級数に応じて県から配当され、その数は確保されます。ただし、県では正規教員数を十分確保できていない現状から、常勤講師を充てて対応していく場合が少なくありません。

今後、35人学級が全ての学年で進められることに伴い、県及び市としては教員の確保が課題となり、将来教員を志す若者を育てていくことを大切にしたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

今、本市では35人学級、クラス35人が一応保たれているということで大変喜ばしいと思いますが、この本巣市、もともと先生の数を聞いていましたら結構たくさん見えてということで、副担任の話も前にありまして、結構先生の数としては十分足りていたのかなど。ここで今お聞きして分かったとおり、35人で何とかやれているということは、先生の数は十分に足りているというふうに解釈しておきます。

教育委員会に対しては、この話で今少人数学級のことはクリアしたので、ちょっと要望ということだけ1つだけ。

コロナ禍で広島研修とか修学旅行とか数々の子どもたちのイベントが削られてなくなって、代替案というのも修学旅行もつくられたということで、それはそれでいいんですけど、先ほど言いました原発の問題とか、要は原子爆弾の問題とか広島研修もそうですけど、災害を含めて途切れなく教育というのは続けていかなければいけないと思うんですけど、この年だけの子どもたちが研修がなかった、これに代わるものみたいなものは3年生になってもできるわけですよ。ぜひとも途切れ

ないように平和教育のほうを続けていただきたいと、これをお願いして3番目の質問に入りたいと思います。

災害時の避難場所の環境についてということで、前から体育館にエアコンが欲しいとか、簡易ベッドが欲しいとかいう話を要請してまいったわけですけど、今回予算書を見ましたら、3つの中学校に大型のエアコン、空気設備がつけられるということで非常に満足した気持ちであります。いつ来るのか分からない、夏に来るのか冬に来るのか分からないこの災害に対して、万全な設備ではないかというふうに喜ばしく思っております。

そこで、今この避難所のプライベート空間ということを考えてときに、テレビなんかで見えておりますというんな新しい方法が出ております。これが段ボールであったり、今若者の間で一人キャンプというのがはやっております、あの小さなテントがちょうどプライベート空間をつくるには、体育館の中でも、ましてや空調設備が整った中であれば一番環境はいいのではないかと、なおかつプライベートな部分を守れるということで、本市においてこういうプライベート空間を設けるということについてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所における段ボールベッド等の空間といいますか、それについてお答えをさせていただきます。

災害の規模や実際の避難者数にもよりますが、避難所の居住スペース全体に段ボール製のパーティションや簡易テントによる個別スペースを設置して、避難者全ての方に御利用いただくことは、避難所の収容人数や設置スペース、また現在備蓄しておりますパーティションや簡易テントの数等の観点から現実には困難であると考えております。

また、新たな避難所の指定につきましても、現在市内の主な公共施設を避難所にしておりますことや、運営に当たる人員確保が困難な状況でもございます。

しかしながら、避難所運営マニュアルにおいて、プライバシーの確保のためにパーティション等で間仕切りをすることが望ましいこととされておりますこと、またパーティションや簡易テントは専用スペースを優先するが、居住スペースについても積極的に活用していくこととされております。

また、新型コロナウイルス感染症の防止対策としても有効でございますことから、可能な限り備蓄するものでありますとか、協定によります企業からの購入によりまして、避難所の中でプライベート空間が確保できるように対応してまいりたいというように考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

はい、ありがとうございます。

備えは一遍にはできないので、徐々にできることから拡充していく、これが望ましいと思います。
2つ目の質問に入りたいと思います。

今、どの家庭でも猫や犬やらペットが飼われております。東北震災のとき、かなりの数の犬、ペットが避難に遭い、その収容、これボランティアで集めてどこかで収容するという映像も見ましたが、なかなか一緒に行動するということが難しい、だから避難所には行かない、これは高齢者を抱える家庭でも同じなんです、こういうことがあるがために避難所へ行けないとかそういうことを解決してほしいというお願いなんです、国の基準にもあると思いますが、近年のペット事情といえますか、そういうことを考えた避難所でのペットの取扱いについてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

避難所でのペットの取扱いについてお答えをいたします。

大規模な災害が発生した場合に、市民の生命と財産を災害から守ることは本巢市の最も重要な役割であり、市民が飼育している犬や猫などのペットについても動物愛護の観点から同様に保護しなければなりません。そのため、本市では本巢市地域防災計画に基づきまして平常時及び災害時の対応を決めておくことで、災害時に被災動物の救援対策が円滑に行えるよう、平成26年3月に本巢市被災動物救援計画を策定しております。

計画では、災害時に備えたペットの飼育場所として各小・中学校や幼稚園などをペット同行避難対応避難所として定めており、ペットの取扱いについては衛生面などを考慮して屋内での避難スペースには入れず、屋外の倉庫やテントなどを飼育施設として設置し、避難した市民とは隔離した場所を確保することとしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ともすれば、ぜいたく品のように扱われがちなペットですが、人の心を癒やしたり、そういうことを考えますと、非常に貴重な愛玩動物であると思いますので、これからはこういうことも考えながら避難所づくりに考えていただきたい、そういうふうをお願いしておきます。

3番目です。

グラウンドの芝生化に伴って設置してある水の大きなタンクですが、プールの水は火災でも使えるようなそういうのがついております。

今回、飲料用にといいうに僕、お尋ねしたんですが、もちろん使えればよろしいんですけど、災害のときにまず水が一番困る、うちもちょうど一色小学校の隣なのでちょうど大きなタンクがあ

ります。井戸を掘って、多分電源があれば水は確保できるという。こういうものも、せつかく公共の用地の中にあるものを有効に使わない手だてはないだろうということで、今回この水のタンク、取りあえず飲用としてありますが、取りあえず使用できるかどうかをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、グラウンドの芝生の散水のために設置してある受水槽内の水は飲用として使用できるかについてお答えさせていただきます。

現在、本市では弾正小学校、一色小学校の2校がグラウンドの芝生化を行っております。この2校につきましても、芝生への散水を定期的に行う必要から、グラウンド内に貯水量13トン程度の受水槽を設置しているところでございます。

この受水槽の水は井戸水であり、散水のみを目的としているため、飲用に適した水質にするための滅菌機等の消毒設備は備えておりません。さらに、定期的な水質検査も受けていないことから飲料水や炊事用として使用することはできませんが、受水槽には蛇口を備え付けておりますので、避難所における洗濯やトイレ用などの生活用水として活用することは可能かと思えます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

せつかくあるものを有効に使えればいいなという観点からこの質問をつくってみました。

これで質問は終わるわけですが、私最近、これは世界レベルの話ですが、核兵器をなくそう、これは大きな話じゃなくて、今回の福島でも原発の事故で帰れない、要は放射能は怖いものだとすることを広島の研修でも訴えております。これが今、世界で核兵器をなくす、そういう問題を批准する国が50か国以上になり、これはもう法律で決まるわけですが、核兵器をなくそうという。日本でも15の自治体、まだ岐阜県は入っておりませんが、それに付随して自治体単位でもそういう動きが見られます。ぜひともこの核の問題、放射能の問題はこれからも人間にとって一番怖い問題であり、忘れてはいけない、これが地球レベルで考えられております。

どうか平和都市宣言をしているこの本巣市でも、こういう運動には積極的に参加していただき、豊かで楽しい明るく暮らせる本巣市づくりに励んでいただきたく、この質問を最後に終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を9時50分としたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午前9時41分 休憩

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続いて、7番 堀部好秀君の発言を許します。

○7番（堀部好秀君）

それでは通告に従って、大きく3点質問をさせていただきます。

まず第1点、職場環境についてを質問させていただきます。

本巢市には、小学校に通う児童・生徒に対して、いじめ防止対策の条例が制定されております。しかしながら、子どもの世界だけでなく、大人の世界にもいじめ、ハラスメントが残念ながら存在するようで、本巢市職員の方も例外ではないようです。ハラスメントにも、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、いろんなハラスメントが今あるようですけど、今回は、昨年6月にパワハラ防止措置が事業主の義務になりましたので、特にパワハラについて取り上げていきたいと思っております。

2019年に岐阜県の防災航空センターの整備士によるパワハラで防災ヘリコプター、これが約1年間飛ばなくなりました。また、先月27日の中日新聞には、岐阜市消防本部の参事が、かすばっかりやと部下に暴言を吐いて処分されたということが載っておりましたし、3月5日には、養老町でパワハラを受けた元職員が町を訴えて町が賠償金として280万円払うと、こんなようなことも載っておりました。このようにパワハラは被害者の心身にダメージを与えるだけではなく、そのほかにも業務に支障が出たり市が賠償金を支払うことになったりと、大きな損失につながるようになります。

実は、今回質問させていただいたのは、その職員間のことなんですけど、パワハラを受けた職員の方からそういうことがあったという報告を受けたわけではなくて、職員同士の業務上のやり取り、多分、上司の方が部下の方を叱責させていただろうと思っておりますけど、そういうところを市民の方が見られて、ちょっとあれは度を過ぎているんじゃないかな、見ていて不快だった、あれはパワハラじゃないのかというようなことが私のところにも届きました。

そこで、まずはセクシャルハラスメント、パワーハラスメントに対して、過去5年間に市のほうでどのぐらいの相談件数があったのかをお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、過去5年間のセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの相談件数についてお答えをさせていただきます。

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせること、いわゆる嫌がらせであり、行為者の思いや考えは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントとなるのが一

一般的であり、様々な種類のハラスメントが存在しているというふうに理解をしております。また、職場におけるハラスメントにつきましては、暴言や暴行といった身体的あるいは精神的な攻撃、業務上の合理性がない程度の過大あるいは過小な要求、仲間外しや無視といった人間関係からの切離し、私的なことに過度に立ち入る個の侵害などのパワーハラスメント、相手の意に反する性的な言動が行われるセクシャルハラスメントが主なものであると理解をしてるところでございます。

議員御質問の過去5年間のハラスメントの相談件数につきましては、毎年7月に実施をいたしております一斉調査等におきまして、5件の相談がございました。相談内容といたしましては、全てパワーハラスメントによるものであり、暴言が3件、過大・過小要求が1件、人間関係からの切離しが1件という状況でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

次の質問に行きます。

現在、もし職員がハラスメント行為をされたとした場合に、どこに相談すればいいのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ハラスメントに関しましては、ハラスメントを受けた、見た、聞いたといった職員から随時所属の長への相談がされるほか、窓口となります秘書広報課のほうへ直接相談がされるところでございます。

また、先ほど申しましたように、毎年7月には一斉調査を実施いたしましてハラスメントを把握し解消に努めるとともに、併せてハラスメントに関する情報を周知し、職員のハラスメントに対する意識づけを図っているところでございます。相談を受けた場合には、人事部局であります秘書広報課におきましてハラスメントの概要とともに、相談者や被害者の意向を聞き取り、その意向を尊重しながら加害者や上司など、周りの第三者と面談するなどして事実関係の調査を進めていくというふうに進めております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

次の質問に行きます。

ハラスメントを受けたと職員から相談があった場合、市としてはどう対応するのか。今ちょっと御回答のほうにも含まれておったと思うんですけど、どう対応することになっているのかをお聞きます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、対応の状況につきましてお答えをさせていただきます。

事実関係をまず調査いたしましてハラスメントがあると確認がされた場合につきましては、その調査内容を受けまして加害者への個別指導や処分、被害者及び加害者の人事配置上の配慮など適切な対応方法を検討して実施をしているところでございます。過去の相談につきましては、事実関係を調査し、ハラスメントの疑いが強いものに対して相談者が働きやすくなるような対応をしております。その後、再発はしていない状況でございます。

職場におけるハラスメントにつきましては、相手の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、健全な職場環境を維持できず労働生産性が低下し、有能な人材を失うことにもつながりますことから、議員が申されますようにより働きやすい職場環境を整備するために、ハラスメントを防止し、解消することは必要不可欠でありまして、引き続き対策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

今3点続けてお聞きしましたが、窓口が基本的に1か所で、対応も担当部署だけで行っているというふうに聞きました。しかし、例えばその窓口や対応部署の関係の職員が加害者になることも可能性としてありますし、現在の時世には全く合っていないような気がします。窓口は複数あるべきだというふうに思いますし、対策協議会、それも特にパワハラに関しては幹部だけでつくるんじゃなくて、外部の有識者、そういう人材を多く取り入れた協議会が必要ではないかというふうに思います。また、今回、県、岐阜市、養老町などは公表されましたけど、行った職員の職責や処分の程度によっては、内々に済ますのではなくて、きちんと公表されたほうがハラスメントの抑制にもつながるのではないかなというふうに思います。窓口、協議会、公表、この3点についての市の考えをお聞きます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、3点についてお答えのほうさせていただきます。

まず窓口につきましては、先ほど言いましたように、現在は随時所属長に相談されるほか、秘書広報課のほうへ直接相談することとしておりますけれども、この方法が相談しにくいこともあるかと思っておりますので、内部対応の状況や外部の相談窓口の設置など、ほかの自治体のハラスメント防止に関する指針等を参考に検討していきたいというふうに考えております。

また、対策協議会等の設置の考えでございますが、現況につきましては、先ほども言いましたように件数も少なく設置をしていない状況でございますが、行為者が管理職員となることや、またほかの自治体では首長さんや議会議員さんを想定したフローを作成しているところもあることから、これについても研究をしていきたいというふうに考えております。

また、パワハラやセクハラのハラスメントにつきましては、懲戒処分の対象としていることから、処分の対象となった職員につきましては、市職員の懲戒処分等の公表基準により公表することとしているところでございます。これ以外につきましては、相談の申出とか、いろんな内容を確認した上で相談等を行った職員が不利益を受けないように十分な配慮をしてどうするかということを考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

ほかの市町で聞くと、心身症で休んでいる職員の方、これは結構な数がいるというふうに聞いております。ちょっとパワハラの量を調べると枚挙にいとまがないほど出てきますので、先ほど本巢市のハラスメント、過去5年間に5件というふうにお聞きしました。私がこの間、聞いたのを含めて6件になるのかなというふうに思っておりますけど、本当にそれだけなのかなというふうに疑問を持たざるを得ません。事業主に防止措置が義務化されるほど決して軽い問題ではなくて、喫緊に対応すべき問題だとの認識が必要だと思います。

また、先ほど部長も言われましたけど、全国では明石市とか大津市、ここでは首長によるパワハラということが過去にもありましたし、また議員によるパワハラ、ちょうど最近、相模原市の前議長のパワハラが全国的に報道されておりましたけど、ほかにも国立市、逗子市など、ちょっと調べただけでも議員によるパワハラもたくさん出てきます。もちろん、本巢市の首長さんや議員がそういう行為を行っていると言っているわけではありませんけど、こういう市の特別職のハラスメント、こういうことについても対応できる協議会じゃないと意味がないのかなというふうに思います。

パワハラやセクハラ、これは被害者がいる以上、加害者がそんなつもりはないと言っても認定されることが多いことですし、今回のように当事者からではなくて、周りからの情報でも認定されることが多いです。そのために、特別職を含めて上司と呼ばれる人は自分の言動には十分注意してい

ないといけません。

先日、テレビを見ていたら冷やしミカンというふうに覚えるといいということを書いてみました。冷静にしつこくしないで、みんなの前での叱責をやめ、それから簡潔に話す。しつこい電話や人をばかにするとか、乱暴な言動はパワハラになります。場合によっては、議員も相談できるとありがたいと思いますが、とにかく早急に対応が必要です。もしかしたら、また次回の議会で進捗状況をお聞きするかもしれませんので、対応のほうよろしく願いして、次の質問に移らせていただきます。

本巢市のボランティアガイドについて質問をします。

本巢市にはボランティアガイドによる語り部が行われておって、教育・文化施設は教育委員会、観光施設は産業建設課の所管で、費用についても有償・無償と対応が違うこともあって、その辺りの今後の対応をどうするのかということで、平成30年度の12月議会で道下議員が一般質問をされました。そのときに市長さんは、関係団体、関係所管と調整して案内窓口の一本化を促進するという答弁をされております。その後、調整をされたことと思いますので、一本化した場合の主となる所管部署はどこになるのかをお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答え申し上げたいと思います。

ボランティアガイドを一本化した場合の所管部署についての御質問にお答えしたいと思います。

現在、本巢市には、本巢市観光協会が所管いたします本巢の語り部会と市の教育委員会が所管いたします本巢市語り部ボランティアがございまして、本巢の語り部会では、登録された13人の方が淡墨公園及び道の駅、織部の里もとす内の織部展示館を中心に本市の観光や歴史などを紹介しているところでございます。また、語り部の利用につきましては、予約制で1団体からは1,000円を頂いております。一方、市の教育委員会が所管いたします本巢市語り部ボランティアでは、登録された17人の方が船来山古墳群、根尾谷断層地震観察館において、本市の歴史や文化などを無償で紹介しているところでございまして、同じ今語り部でも有償と無償の違いがございまして、

案内窓口の一本化につきましては、先ほど議員御指摘のように、平成30年第4回市議会定例会の一般質問におきまして御質問がございましてお答えしておりますけれども、それぞれの団体につきましては、得意とする分野ではより深い解説を行えるようにし、またボランティアガイドが不足する分野においては、お互いに助け合いながらできる体制づくり、ボランティアガイドの育成、また新たなボランティアガイドの確保も必要であるということをお答えして、関係団体や関係部局の調整を図り、このような団体の自主性を生かしながら案内窓口一本化を進めていきたいというふうに答弁をさせていただきました。

その後、関係いたします観光協会に窓口の一本化に向けた事業の提案をさせていただきましたと

ころ、観光協会のほうが快く引き受けていただきまして、令和2年度当初予算におきまして予算要求がございました。そういうことで、市として所要の予算を観光協会の補助金に計上して、観光協会が主体となって案内窓口一本化における取組、仕組みづくりを検討していただくということで、今現在進めているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問というか、確認をさせていただきたいと思います。

今、観光協会への一本化ということをお答えいただきましたけど、これは、観光協会を所管する産業建設部が主となって、観光協会というのはもう外部団体ですから、観光協会を所管している産業建設部が主となって行っていくのか、それとも観光協会が今予算を持っていることもありましたけど、観光協会に産業建設部と教育委員会が全面的に協力をしていくと、どう捉えていいのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問にお答え申し上げたいと思います。

こういったボランティアと申しますのは、やはり自主性を、ボランティアの皆さん方、やっただけの方の自立性、自主性を尊重したいということもございまして、役所のほうから、ああせよ、こうせよということをはいけないという基本的な考え方を私は持っておりまして、窓口的には産業経済課がフォローいたしますけれども、具体的な活動そのものは観光協会それぞれの関係の皆さん方と一緒に進めていただくということで観光協会のほうにお願いをしてくれているということでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

観光協会が主体となって語り部の活動について、関係団体、関係部署との調整をするということになったということですけど、現段階までの進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

平成30年第4回市議会定例会におきまして、本市の観光や文化財などのボランティアガイド、また案内窓口の一本化ということでの御質問をいただいて御提案いただきましたので、私のほうから先ほど申し上げたような答弁をさせていただきました。その中で、市観光協会が主体となってそれぞれの団体から今までの活動実績、また課題の洗い出し、ボランティアガイドとしての活動に協力いただける方の名簿の作成、またボランティアガイドの案内窓口一本化した後の組織体制、こういったものなどを関係団体、関係部局との調整を観光協会のほうで行っていただきたいということで、その部分につきましても、今観光協会のほうでその調整を行っているというふうにお聞きいたしております。

観光協会のほうの計画では、本来ですと令和2年度、本年度中に語り部としての認定養成講習会等を行って、新たに本巢の語り部会として認定を行ってボランティアガイドの活動を行っていただく予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、1年間いろんな活動ができなかったということで、人を集めての講習会ができなかったということで、現在、この令和2年度の事業が遅延をしているということで、お聞きしておりますと、令和2年度の事業がほぼできないということで、令和3年度のほうに事業の全体的な話は繰り越されていくというふうに伺っております、また、何とか令和2年度中にやっていきたいというようなことは、取っかかりはしていきたいというお話は聞いております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

市長さんの答弁にもありましたけど、新型コロナの影響、これによって活動が停滞しているということは十分理解をできることだというふうに思います。

でも、淡墨桜は毎年、今年もちゃんときれいな花を咲かせてくれることと思いますし、船来山も里山整備も含めて粛々と事業が進められていくんじゃないかなというふうに思っております。コロナが終息すれば、ある程度収束すればすぐに活動できる体制が整っている必要があるというふうに思います。今後の計画、タイムスケジュールが分かればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それではお答えします。

先ほど、ちょっと先走ったところでお答えをいたしましたけれども、観光協会にお聞きいたしましたところ、今後の計画とタイムスケジュールについてでございますけれども、観光協会におきましては、令和3年3月24日に本巢市ボランティアガイド、本巢の語り部会の発足に係る協議会というのを開催するというようにお聞きしておりまして、関係団体関係、関係部局に対しまして案内窓口の一本化によります本巢の語り部会の概要の説明、また統合後の本巢の語り部会役員の選任というのを行いまして、令和3年度から観光旅行会社のガイド、先進市のボランティアガイドなど、各種専門分野の方を講師として招いて、どんどんとそれをぐっと高めていくというようなことを計画されているということで、今年度開催できなかった本巢の語り部会としての認定養成講習会を令和3年度以降について年4回開催してボランティアガイドとしての説明の仕方、また心得、お客様に対する接遇等を学んでいただいた方を語り部として認定して案内窓口の一本化後の本巢の語り部会の会員としてボランティアガイドの活動を行っていただくというような計画で、そしてまたタイムスケジュールを進めていきたいということをお聞きさせていただいております。

また、岐阜県の観光ガイド連絡会の観光ガイドにも船来山古墳群でのボランティアコースを登録させていただいて、一緒にボランティアガイドの組織強化を図るための併せてガイドの募集、こっちのほうの募集も行っていくというふうに観光協会のほうでは、こういった計画を持って進めていきたいというふうに伺っておりますので、ぜひ今申し上げたような計画、そしてタイムスケジュールに従って、できるだけ早く一本化、1年遅れましたけれども、できるだけ早く一本化をして、そして先ほど堀部議員のお話でございますように、桜、そしてまた地震断層館、船来山等々の語り部として、そして本巢市の文化・歴史等々をしっかりと皆さん方にPRできる、そんなボランティアガイドの団体にぜひなっていたきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

観光協会が窓口になって一本化して、名簿なり規約なり決めていくというふうなこととなったと。大体、市長さんの答弁を聞いていると、観光協会から聞くと、伺ったらそうなったというふうな言い方をされますので、やっぱりそれは観光協会が外部団体だからそういう言い方をされるのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺のことを心配しますが、一本化の体制がはっきりしましたので、産業建設部も教育委員会も全面的に協力してほしいと思いますし、語り部の活動自体は、今まで観光協会の事業には入っておりませんでしたので、先ほど予算請求もという話もありましたけど、できれば正式な委託契約を結んでいただいて、きちっと観光協会に委託をしていただくとありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

デジタル化について。

国においてはコロナ後の社会を見据えて、令和3年度にデジタル庁を創設される計画で、それに基づき県でもデジタルトランスフォーメーション推進本部が令和2年12月に設置をされました。国や県は当然として各市町村との連携も視野に入れておりまして、本巢市もデジタル化に向けて検討する必要があると思います。昨日は高田議員も同じ質問をされましたけど、市ではどのような対応を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、業務のデジタル化に向けた取組についてお答えをさせていただきます。

行政のデジタル化の一環といたしまして、県が整備するLINEを活用いたしましたオンラインサービスを利用しまして、令和3年度よりAIチャットボット、いわゆる行政相談の自動応答サービスを導入し、運用していく予定でございます。その相談内容でございますが、約1,700項目ほどを今進めておるところでございます。また、本巢市公式LINEアカウントの取得も予定しておりまして、AIチャットボットサービスのみならず、LINEを用いたオンライン申請サービスなどの導入により市民の利便性を向上させるとともに、自治体業務の円滑化、効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

業務のデジタル化の最終目標といたしましては、行政サービスに係る各種受付業務から審査、決裁、書類の保存業務に至るまでオンラインやデジタル処理を可能とすることを考えておりますし、また併せまして、ペーパーレス化や電子決裁も進める必要がございますので、今後も県や近隣市町村の動向も注視しながら、本市におけるIT推進本部やITリーダー会議を情報化推進体制といたしまして、行政各分野のデジタル化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

再質問を1点だけお願いします。

今、具体的にAI、LINE、そういったものを利用しながら事業を進めていくというふうに御回答いただきましたけど、市として例えば県みたいに推進本部をつくって統一的に行っていくのか、それとも個々に各部署において事業を進めていくのか、この体制だけお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、現在、本市にはIT推進本部、こういった組織もございますし、その下部組織といたしましてITリーダーというのを各課に設けておまして、その部会等をもって今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

窓口となる総務部のほう、大変お忙しいと思いますし、統一的に行うほうがもし時間がかかるのなら、各部署対応でもいいんじゃないかなというふうに思っております。早急に国や県の対応に準じて本巢市もデジタル化に邁進してほしいと思っております。私も高田議員と同じく、しつこく進捗状況や考え方を聞いておこうと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最近では、どこの市町でも詳しくは市のホームページでというようなことが申されます。確かに市のホームページ、これにはほとんどの情報が掲載してあって、検索すれば欲しい情報が得られるとは思いますが、ふだんからパソコンなどを使わない、特に高齢者にとっては操作については難色を示される方も多いのではないかなというふうに思います。

国はデジタル化に向けて一人も取りこぼさない。総務省のほうでは今年度、高齢者を対象に利用方法を学んでもらう実証実験を行って、来年度は本格的に事業として取り組む、そんなような計画もあるようです。もちろん、操作ができる高齢者の方も多くお見えだとは思いますが、操作ができない高齢者、この方々について市はどのような対応を考えておられるのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それではお答えさせていただきます。

高齢者のデジタル化に向けての対策についてですが、総務省の発表しました令和2年度の通信利用動向調査によりますと、高齢者のインターネット利用率は70歳から79歳までが74.2%、80歳以上が57.2%と以前より増加しているものの、他の年代と比較しますといずれも低い状況でございます。今後も国のデジタル庁を創設するなど、デジタルを通じた行政手続の全般的な迅速化を目標としておりますが、デジタル機器に不慣れな高齢者への配慮が必要であると言われております。

現在、総務省におきましては、高齢者に対してデジタル機器の操作や行政などのデジタルサービスの利用方法を教えるデジタル活用支援員の実証事業を始めております。また、他県ではシルバー

人材センターなどが連携し、趣味や健康などの生活に密着したアプリの使い方を教える支援員を養成するなど、デジタル化に向けた取組が増えているところでございます。

なお、岐阜県におきましても、デジタルトランスフォーメーション推進計画の骨子が策定され、ポストコロナ時代の新しい日常の実現を目指しておりますことから、本市におきましても、高齢者のデジタル化に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

今、70代の方が74.2%、80代の方が57.2%でしたっけ、そんなに多くの高齢者の方がインターネットを利用しているということは、ちょっと本当かなということを思ってしまうんですけど、それでもある程度の方が対応できないという現状があるようです。

私の知り合いの80代の女性なんですけど、ひ孫の写真見たさにタブレットを、私が提供したんですけど、これを駆使して何とか文字入力もできて何とか使っていますけど、時々アップデートや何かで止まるので、そのときは呼ばれるんですけど、ふだんは何とか頑張って使っています。

こういう機器というのは必要に迫られないと使わないので覚えることができませんので、なかなか学ぶ機会、勉強会というのも効果があるのかなということは思いますけど、デジタル化の一番のメリットは距離をなくす、移動しなくても情報が手に入るということだというふうに思います。外出をしなくてもいろんな情報が手に入る、手続ができるということは、高齢者にとってより大きなメリットになるのではないかなというふうに思います。高齢者には安否確認ができるという利点もありますので、様々な方法で学ぶ意欲のある高齢者には機会を積極的に市のほうでも提供していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問ですけど、国のデジタル化より前に、文科省では令和元年12月からGIGAスクール実現推進本部が設置されまして、教育界のデジタル化について先んじてというか先進的に取り組んでこられたことと思います。この中には校務支援システムも含まれて、教員の負担軽減も図るというふうにされておりますけど、本巣市ではいち早く校務支援システムを導入され、学校や幼稚園で有意義に活用されていることと思います。また、根尾小学校と外山小学校で遠隔授業を行ったり、また各学級に電子黒板をいち早く整備されました。

デジタル化については先進的に取り組んでこられたことと思います。今後、どのようなことをさらに考えておられるのか。また、そのための課題があるとすれば、どんなことと捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、今後のGIGAスクール構想に向けての考えと課題についてお答えします。

GIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個に応じた学びや創造性を育む学びに寄与し、特別な支援を必要とする児童・生徒の可能性も大きく広げるものです。1人1タブレットの活用により、各学校では個で学びを深める、集団で学びを深める、人とのつながりで学びを深めるの大きく3つの学びの提供を構想しております。

個で学びを深めるの活用例としては、分からないことをその場ですぐに調べたり、音声や動きを記録して自分の学びを確かめたりするほか、オンラインドリルにより、一人一人の課題に合わせて出題される問題を繰り返し解くことで苦手分野の克服をしたり、逆に得意分野をどんどん追求したりすることなどが上げられます。また、アプリを使って自分の考えを整理し、プレゼンテーション資料を作るなど想像力、表現力の育成を図っています。

集団で学びを深めるの活用例としては、一人一人の考えを一つの画面に並べて比較検討したり、議論してグループとしての考えをまとめたりすることが上げられます。さらに、校外学習で写真や動画を記録し、教室に戻ってから学級全体で情報を共有することもできます。

人とのつながりで学びを深めるの活用例としては、自宅でオンライン授業を受ける場面のほか、自宅で学習課題や資料などのデータを受け取ったり提出したりすることが上げられます。構内でのオンライン集会や学校の行事や授業を家庭で見ることができるオンライン授業参観も可能となります。他校とオンラインで交流することも、自分たちの考えやアイデアを地域や世界に発信することもできてきそうです。

先般、新型コロナウイルス感染症により、10日間学級閉鎖をしたその学級では、自宅に持ち帰ったタブレットを通して学校の教員と家庭にいる子どもとがオンラインでつながり、体調を確認するオンライン家庭訪問や家庭学習で困っていることについて相談するオンライン学習相談も行うことができました。実際に使い始めると、全家庭が確実に接続できるのか丁寧に確認し、支援する必要性や、データをやり取りする際の基準の見直しなど、新たな課題も見つかっております。

2月末で全ての子どもたちに配付し、使い方や注意事項等の指導も終え、セキュリティ等も万全を期しておりますので、まず試してみることを基本に本市のGIGAスクール構想を進め、今後見えてくる課題に対応してまいります。

1人1タブレットの使用によって、教育は新たな時代の幕を開けました。子どもたちに将来にわたってICTを有効に活用する力を身につけさせていきたいと考えております。

しかし、タブレットはノートや鉛筆と同様、あくまでも学びの道具、手段であり、それが目的とならないよう配慮していく必要があります。本来、子どもが身につけるべき読む、書く、話す、聞くという学びの基本と、思考力、判断力、そしてあふれる情報を取捨選択し、見定める力などを確実に培う教育を大切にしていまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

今年度、席田小学校なんかでも運動会をリモート中継というか、そういうことをされるというふうに、ちょっと前日にお聞きしたもので事前登録が必要ということで間に合わなくて、私は実際見ることはできなかったんですけど、そういうことも学校のほうでも積極的に取り組んでいかれるなというふうな思いをしております。

また、先月の新聞に岐阜市の教育長に岐阜市の中学生がリモートでタブレットの使い方についていろんな提案をしているというような記事が載っておりました。その中で、中学生自身がタブレットに頼り過ぎると自分で考えなくなる、そういった意見も出されておりました。今、教育長言われたように、道具に使われるのではなくて、効果的に道具を使うことをまたぜひ教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

令和2年度、コロナの影響もあって緊急的に全児童・生徒に1人1台の情報機器端末を整備することになりました。本巣市では、東芝のdynabookという機器が導入をされました。国では情報機器端末と言っているだけで、決してタブレットを整備するというふうには言っておられませんでしたけど、何となくテレビや新聞ではタブレットというふうに報道されていたように思ひますし、揚げ足を取るわけではありませぬけど、今、教育長さんも2回ほど1人1タブレットというふうにお答えの中にもありましたし、私も何となく本巣市にはタブレットが導入されるんじゃないかなというふうに思っておりました。実際に導入されたのがWindowsパソコンのdynabookですね。

パソコンとタブレット、それぞれに利点・欠点があるとは思ひますけど、私個人的にはパソコンのいいところは、まず基本性能やワードやエクセル、こういうものを使って集中的に仕事がしやすく、普通は画面が大きいことから2つのアプリとかソフトを立ち上げながら同時に仕事ができるという、そういう面が優れているかなというふうに思っております。

タブレットのいいところは、軽くて携帯性によくて、あと起動時間が圧倒的にパソコンより短くて直接画面に触れることによって直感的な操作が行える。また、アプリもタブレット用につくられていますから、動作が軽いんですね。そういう利点があるかなというふうに思っておって、パソコンは本格的に作業とか仕事とか、そういうときにはパソコン、サブ的に使うのはタブレットかなというふうに個人的に思っております。児童・生徒が授業で使うくらいならタブレットのほうがいいのではないかなというふうに思ひます。

先日、席田小学校の6年生が授業で使うというので、校長先生に許可を得てちょっと参観させてもらいました。まずやっぱり電源を入れてから起動するまでの時間が長い。それから、ブラウザでサイトに接続していたんですけど、グーグル・クロームの立ち上がりが遅い。そこでもう四、五分、みんなでぐるぐるぐるぐる回る画面を見詰めていました。本体も持たせてもらいましたが、かなり重いなという印象ですし、タブレットモードにはなるんですけど、タブレットと違って画面

をズームするにも一手間かかるような感じでした。また、パソコンの優位性、さっき利点を言いましたけど、画面が小さいのでパソコンでのその優位性はないなというふうに思いました。その一授業を見ている中でも正直いろんなトラブルがあって、初期導入の時点ですから仕方がないとは思いますが、これはかなり先生方が大変じゃないかなというふうな印象を持ちました。先ほど教育長さんも家ででの使用のことについて触れられましたけど、あれを家に持って帰ってセッティングするというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。正直思います。

また、中学生にも聞いてみましたが、中学生は便利にいろいろ使っていますよというようなこともお聞きをしましたけど、本巢市にはdynabookというWindowsパソコンが入って、それについて今頃何を言っても仕方がないかなというふうに思いましたけど、どんな機器を導入しても、しょせんこれは消耗品ですし、バッテリー駆動をメインで考えているということですので、バッテリーの寿命が多分、四、五年でもたなくなる。多分、もう使えなくなるんじゃないかなというふうに思います。すると、そんな遠い先ではない四、五年先に全児童・生徒の情報端末機器の総入れ替えが必要になるんじゃないかなと思いますので、今回質問をさせてもらった次第なんですけど、先日、たまたま見ていたら、今年度GIGAスクールに伴い導入された端末についての調査結果が載っていました。アップルが28.1%で首位、私はちょっと意外に思ったんですけど、Lenovoが2位で20.2%、dynabookが6.4%で5位ということでした。dynabookのようなWindowsパソコンのシェアは調査結果では非常に少なく、タブレット用のOSの機器が多く導入されたように思います。今後のためにも、今回どんな基準で東芝のdynabookが選定されたのか、ぜひお聞かせ願いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、小・中学校の児童・生徒に貸与されたGIGAスクール構想学習用コンピューター、いわゆるタブレットの機種を選定基準についてお答えさせていただきます。

本市における機種の選定に当たりましては、令和元年12月に文部科学省から出されたGIGAスクール構想の実現標準仕様書により、この中に書かれている学習用コンピューターのモデル仕様としてマイクロソフト社、グーグル社、アップル社、それぞれが提供している3種のOSの標準仕様書の記載内容を参考にしながら各自治体において調達仕様書を作成することと書かれておりますので、これに基づき選定を進めることといたしております。

この基準では起動が15秒以内、バッテリー駆動時間6時間以上、重量は1.5キログラム以下、9から14インチ程度の画面、形状はノート型またはタブレット型で、キーボードはBluetooth接続でない日本語JIS規格、カメラ機能搭載などが基本的な仕様とされていることから、これらの基準をクリアした機種の中から4つの候補に絞り、学校教育課の情報教育推進指導員が中心となって校長や教頭、さらには校務主任や情報主任などの教員らによる情報教育推進委員会を開催し、機種の

選定を行いました。

機種選定におきましては、大きく3点の検討を行いました。

1点目は、OSに基づく機能面です。3種からのOS選定では、県立高等学校で始まった1人1台の学習用コンピューターでもWindowsが使用されているほか、これまで市内小・中学校で使用してきたネットワークや電子黒板、プリンター、教師用の学習用パソコンでもWindowsを使用してきたことに加え、現在の周辺機器はもとより、教育関連ソフトウェア事業支援ツールもWindows対応のものであることなどから、OS変更による周辺機器やソフトなどの追加費用がかからないマイクロソフト社のWindowsが望ましいというふうに考えました。

2点目は、児童・生徒の使いやすさです。タブレットとして使用する調べ学習や動画再生時にはキーボードはあまり必要としませんが、国の基準でも必要とされているキーボードは文字入力やプログラミングの際に必要となります。さらに、画面がキーボードで閉じるように保護されれば、タブレットで最も多い画面の破損も防ぐことができることから、タブレットとして脱着可能で頑丈なキーボードがついている機種を選ぶことといたしました。1.1キログラムと、基準の1.5キログラムの基準以下ではございますが、若干重くなるといったデメリットもございました。

3点目は、家庭での接続や価格です。家庭でのWi-Fi接続で特に問題がない機種で、価格が国からの補助上限額である1台4万5,000円以内ということといたしました。これらの3点を総合的に判断した仕様を相当機種とした結果、今回の機種を購入することとなりましたので、御理解賜りますようお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

学校のパソコンに合わせると、そういうことならOSはWindows一択になるんじゃないかなというふうに思いますけど、しかしながら、家の人とか周りの人、多くの人がスマホを使っているのを見てきて育っている世代ですから、スマホのOSでも全然支障はなかったんじゃないかなというふうに思います。

今価格のことも言われましたけど、今回は国の予算で全部買われたことと思いますけど、1つだけ再質をお願いしたいんですけど、4種の機器があったと思います。今度は、次回の更新のときには国からお金が出るのか、市のほうでお金を出すのか分かりませんので、その4種のうちのdynabookは安いほうなのか、高いほうなのか、その1点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

4種類の中では、dynabookにつきましては、2番目でございます。一番高い機種は4万7,800円という機種がありまして、あとの3台はそんなに差はないんですけれども4万5,000円以下ということでございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

また、次回更新のときには慎重に検討していただきますようよろしくお願いをします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

令和3年度から岐阜市で不登校生徒対策として草潤中学校が開校されます。岐阜市には400人ぐらゐの不登校生徒がいるということで40名程度の定員で開校するようですが、非常に関心は高く、説明会には138組の親子を含め380人ほどが出席されたというような記事が載っておりました。授業も生徒が先生を選べると、そんなようなこともあってほかの中学校とは大きく違うようですが、それでも9割の不登校生徒が入学できないので、希望しても入学できない生徒たちには、オンラインによる授業を行うことで出席扱いとしたいと、そんなような考えも報道されておりました。

昨年6月にNHKが、長期休校中でオンライン授業を行った際に、不登校の児童・生徒が授業に参加したという、そんな事例が多くあったということを報道されておりましたし、また、10月には文科省が不登校児童・生徒に対して、学びの保障としてオンライン授業の規制緩和に取り込むと、そんなような報道もありました。せっかく1人1台端末が整備されることですし、本巣市でも情報機器端末の使い方の一つとして、不登校児童・生徒への対応について有効に使えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その考えについてお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校児童・生徒への対応に関わる学習用コンピューター、いわゆるタブレット、タブレットと使わせていただきますけれども、この活用についてお答えをします。

コロナ禍において、本年度の不登校児童・生徒の人数は昨年度の1.3倍になっており、さらに今も増加傾向にあります。学校や教育委員会では、より一層重点を置いて取り組むべき課題であると捉え、組織的に対応をしているところです。不登校児童・生徒の状況は様々で、対応も個に応じたものとなっております。不登校支援の目的は、その一人一人の児童・生徒が将来幸せな人生を送ることができる社会的自立に向けて支援することであり、学校に登校するという結果のみを求めるものではありません。大切なことは、児童・生徒が心を閉ざし、引き籠もってしまう状況をつくらず、どこかで人とつながることです。そうした意味で、1人1タブレットの役割は大きく、学校の様々

な先生と本人とのつながりをつくる手段として積極的に位置づけ、まずはタブレットで文字を使った交流や相談を行うことから始め、子どもが求める支援につなげてまいります。

現在、市内幾つかの学校では、先行配付した学年の不登校児童に対して、家庭でのタブレット使用を開始しています。タブレットに慣れるためのオンラインドリルの利用から推奨し、状況を見極めながら文字での対話、担任との画面でつながりながら双方向でやり取りできる相談など、段階的に進めております。このほか、学習の支援として、自分の興味のあることや得意分野を伸ばす学習や漢字や計算などの基礎・基本の定着、社会や理科などテーマを持った調べ学習、そして自宅でのオンライン授業などにも有効に活用できます。

タブレットは教育の新たな道を開き、人とつながる道具となって不登校児童・生徒の心に変化を与えるとともに、学習支援の道具としても大きな役割を果たせそうです。そして、不登校児童・生徒が家庭でエネルギーを充電し、一歩踏み出す意欲やチャンスをうまく捉え、家から出られる支援に結びつけていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

本巢市が以前から不登校児童・生徒対策に熱心に取り組んでいることはよく聞いておりますし、また新年度からは不登校対策指導員を置かれて、またさらに深く取り組んでいかれることと思います。不登校児童・生徒対策については、教育長さんからもう少し詳しくお話を聞きたいとは思いますが、この後、臼井議員が質問を予定されておりますので、そちらで一緒に併せてお答えいただければありがたいというふうに思います。

1つだけ、端末というかタブレットを使って児童・生徒とのつながり、これはもうぜひ教育委員会のほうで行ってほしいと思いますけど、不登校児童・生徒に対して授業を行う、これはちょっと先生方の大きな負担になるのではないかな、本巢市独自でやるのはちょっと負荷がかかり過ぎるんじゃないかなということも思っておりますので、県の教育長会、そういうところで県単位、地区単位でそういうことができないか、進言というか提案してもらえるとありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を11時といたしますので、よろしく願いをいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

続いて、8番 鏑本規之君の発言を許します。

○8番（鏑本規之君）

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今日は3月11日ということで、震災が起きてちょうど10年ということになります。10年前、ちょうど振り返ってみますと、この地震の報道を聞いて何とかしなければいけないなあという、そういう思いの方たちが寄り添って、どうしたら自分たちで何ができるのかということとをそれぞれが考えて、そして同志の議員もいると。よってどうしたらいいんだろうということ、それぞれができることを、それぞれが持っている力を出し合って何とか復興に手助けができないかということから、視察にも行かせてもらいましたけれども、今議長をやっている黒田議員にしては、その現状を見たときに涙が出たと。私もそうでありました。

そういうような中で、本巢市として何かできるかなあということで、秋の収穫時期にお米と柿を現地まで運んだという、そういう思いがあります。そのことがテレビにも報道されましたし、向こうの新聞にも載りましたけれども、考えてみると、あの頃は若かったかなあという気をしますね。市長さんにも送っていただいて現地まで行ったわけですけども、トラックに乗ってよく行けたなあ、今行くかといったらちょっと断りますわ。そのぐらい年を食ったかなあというふうに思っております。

そういう中で、新聞等々の報道を見ると、結構復興がされているなあという思いをしますけれども、いろんなその当時の首長さんたちと、黒田議員と私たちと会って話をしてきましたけれども、やはりトップの判断によって復興が大分違ってきているなあということが今実感として思っております。やはりトップとなる者の責任、またその判断力というものは後々までに響いてくるなあという思いをしております。

今回は、市長さんの所信表明というものを聞いて、そしてその中からこの1年間どのようにしてこの本巢市を導いていくのか、そういうことを思いながら市長さんにこの所信表明で言われたことについて、改めてお聞きをしていきたいなあというふうに思っております。

私も目の手術をしてから、どうも目の加減が非常におかしゅうございまして、老眼鏡でもなければ遠視でもない、何ともないというだけけれども、字を見ていると何となく目が疲れて涙目になるという、まあこれも70過ぎた年相応かなあという思いをしております。ですので、数字また字等々、読み方等々、間違えることがあるかもしれませんが、そのところは議長の技量によって後で修正のほどよろしく願いをしておきます。

所信表明の中で、市長さんは市政運営方針という形で対話重視、また現場主義、そして市民目線という、そういうような形で市政運営をしていきますよと。また、市政運営していく中に6つの基本政策というのか、基本理念というのか、そういうものの中でやっていきますよと。そして、市長になったときの公約をもう十数年そのまま元気で笑顔あふれる本巢市をつくっていくということとでしております。そのことについて私もとやかく言うこともないし、そのようになればいいなあ

という思いの中から、私の市会議員としてできること、また一市民としてできることを協力できるところは協力してきたつもりであります。

今回の一般会計は、私が議員になってから最高の予算編成だというふうに思っております。コロナのこともありまして大きな予算になったかという思いもありますけれども、大きな予算の裏には、逆にコロナのおかげで財政が厳しくなっている。市が自由に使えるであろうと思うたばこ税にしても、入湯税にしても、ゴルフ税にしても、相当減っているというふうな説明を一般会計の中で受けております。今言っただけの金額だけでも3,000万近い金額の削減という形でなろうかと、そうすると2,000万、3,000万というそれだけでも減ってきている中において、私よりも前に一般質問をされた議員各位からいろいろな要望事項が出ている。それをまた実行しようとする、またお金がかかる。そのお金をどこから工面してそれを形にするのかということを見ると、非常に市長でなくても、私でも頭が痛くなるなあという思いをしております。

そこで市長さんにお伺いするわけでありましてけれども、市税、要するに市が頂ける税金というのが、説明によりますと4億近く減るであろうというふうに言われております。そういう中で、どのようにしてこの1年、計画にある一般会計予算の中で、180億という予算が組まれているこの行政の段取りをどういうふうにしていくのか。また、その中に組み込まれている事業が本当に市民にとって必要な事業なのかということも含めてお伺いをしていきたいと思っております。

所信表明の中で、税収が減ってくる、だから税収を増やすために企業誘致をする。また、限られた財源を効果的に活用すると。そして、それが続けていける行政の運営、要するに本巢市がやったことをずうっと続けていけるような財政運営を図っていきたいというようなことを言っておられます。どのようにその運営をしていくのか、改めて市長さんにお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、発言通告は市長の所信表明ということで、新年度へ向けての考えを聞きたいということの中で、具体的なところは5点入っておるわけでありましてけれども、その前段で所信表明のということ全体についての御質問ということでございますので、この発言通告、質問通告には合致しているのかなあというようなことで少しお答えをさせていただきたいと思っております。

所信表明、それから提案説明の中でもお話を申し上げましたように、大変財政は今年も4億数千万税収が減ってきております。そういったことで大変厳しい、今まで毎年少しずつ税収が伸びてきて53億ぐらいまで伸びてきたところが、一気に50億を切るところまで来たというようなことで、大変これはコロナの影響というのが大きいわけでありましてけれども、一気にこれだけ減った。ただ、財源的には答弁の中でも、所信表明の中でもお話し申し上げましたように、基本的には私ども団体は交付税を頂いている団体ということでございまして、税収が減った分の75%相当は交付税で補填

されるということで、交付税を2億5,000万ほど増やさせていただいているというのは、税収が減った分を交付税で補填をしてきているということでもございます。交付税は御案内のように自由に使える金でもございますので、そういうことである程度補填をされていますけれども、全部が補填をし切れていないというのが現状であります。

そういった中で、ただやらなければならない事業がいろいろございまして、庁舎建設を筆頭に2024年に東海環状が開通すると、そのためのインフラ整備もやっていかなければいけない、待ったなしの状況もあるというようなことで、どうしてもこのコロナ禍で、厳しい財政事情の中でもやっていかなきゃならない事業はやっていくということで、今回予算では計上させていただいたということで、そのために186億という予算の金額になっているわけでもございますけれども、過去最高の額になっておりますけれども、必要なものはどうしてもやらざるを得ないということで事業を組ませていただきました。

その中で、昨日来、部長等々にも御質問あって、いろいろ御心配をいただいて、将来の財政運営はいいかとかいうような御質問もあって、その中でお答えもさせていただいておりますけれども、予算編成に当たりましては、いわゆる無駄を省くというようなこともあって、毎年経常経費を一定額削減しながらやらせてきていただいております。投資する財源をしっかりと確保するために、経常経費を毎年削減しながら予算編成をさせていただいております。

そういうおかげで投資に回せる、厳しい財政状況の中にあっても何とか財源を組み直すことができる。その中で、もう一つの考え方は、そういった経常経費を削減すると同時に、もう一つはいわゆる国の御支援をいただくことということで合併特例債とか、震災、減災、防災とか、いわゆる起債をお借りすることによって、70%から80%のいわゆる交付税算入されるまで最終的には補助金と同じような形になるわけですが、そういったものを当てにして、先ほど申し上げたどうしても投資していかなければならない事業にはそういうものを充てるということにして、一般財源の持ち出しをカバーしながら今回予算編成をさせていただいたということであります。

今後、まだまだこれから集中投資の期間ではございます。まだまだこれから4年、5年、この事業を継続になるかと思っておりますけれども、この事業がある程度終われば先が見えてくる。これから先、大きな集中投資をやる事業がなくなってくる。あとは、これから昨日も答弁いたしましたように、いわゆる学校等、それから施設等のいわゆる改修、これはまた計画的にやっていけばできるというふうに思っておりますので、そういったものもこれから出てきますけれども、今までのような集中的に集中投資で大きく金を投資するというのは、ここ三、四年の間である程度先が見えてくるのかなあと思っております。それを踏まえて財政運営のほうの全体を見ますと、いわゆる実質公債費比率、それから将来負担比率等々、国が示しておりますいわゆる基準の実質公債費比率でいきますと、国が示しております率の約半分ぐらいで推移するというようになっております。これも令和5年ぐらいがピークで、そこからまた下がっていくというふうになっております。財政的には昨日部長がお答えいたしましたように、今後も何とか健全財政を、こうした集中投資をしながらも、健全財政を今後も維持していくことができるだろうという今見込みを立てております。

ただ、これから5年、10年先にそれが本当にうまく機能していくのかというのは、これからいわゆる収入、税収をいかにして確保していくかということに尽きるわけでありませうけれども、人口が減少している、そしてまたこうしたコロナのようないつ起きるか分からないような、こんな大きな災害のようなものが起きると、またその税収そのものが確保が難しくなってくるということで、あくまでも机上で今の状況が続くとした場合の前提でありますけれども、今後先は、こういった天変地異のようなものがあれば、また根本的に大きく変わってくる。これは本巢市だけじゃなくて全ての団体に共通する話でもありますけれども、そんなことが今後危惧されるというふうには思っております。

いずれにいたしましても、今後とも市民の皆さん方に大きな負担をかけることのないように、そしてまた行政サービスを大きく低下させることのないようにしながら、健全財政を維持して、これからは市民の皆さん方に安全・安心な本巢市でお暮らしいただけるような、そんな方向づけをこれからもやりながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それで、よろしいでしょうか、もう一つも答弁していつて。

そういった前段に基づきまして、今回、所信表明の中で5つの点を御質問いただいておりますけれども、まず一番最初の魅力ある特産品の開発というのについての御質問でございますけれども、これも活力のあるまちの一番最初に出るわけですけれども、市内の特産品を現状少しちょっと御説明を申し上げたいというふうに思っております。

本巢市は、根尾川の恵みによって濃尾平野の扇状地に肥沃な耕土が運ばれ、稲作というのがずっと盛んに行われてきた地域でございます。その後、昭和44年から始まりました米の生産調整によりまして転作施策というのが本巢市はうまく活用いたしまして、富有柿、イチゴ、トマト、それから花卉などの園芸作物を中心とした、そういった本巢市ならではの特産品の生産がずっと盛んとなって、県内外でも有数の農業等々含めた、いわゆる有数の生産地になってきているというふうになっております。

そんな中で、2つ、3つちょっと申し上げた中で御説明申し上げたいと思っておりますけれども、この特産品の一番の課題は、作ってもやっぱり売れなければ何ともなりませんので、何といたっても特産品なりの販路の確保、拡大というのが最大の課題になるわけですけれども、そういった販路の拡大、また販路の確保に大変成功してきているということをちょっと2つ、3つ御説明を申し上げたいなあと思っております。

イチゴに関しましては、既に収穫シーズンになりますと、県内外からイチゴ狩りを求めて年間2万5,000人ほどの観光客が本巢市を訪れております。また、こうした中でこの2月には、日本から初めてオーストラリアに岐阜県産のイチゴが、いわゆる「岐阜いちご」として輸出されたところがございます。いわゆる「岐阜いちご」として登録されましたのは、岐阜市曾我屋にございますJA全農ぎふいちご研修所の「美濃娘」と、本市の見延にございます株式会社本丸いちご本圃の「華かがり」でございます。これらは生産及び選果の梱包施設の登録、また検疫の対象病害虫の検査など、

オーストラリア政府が求める条件をクリアしたということで、海外に初めて輸出ができるようになった。これから「岐阜いちご」ということでどんどん輸出がやっつけける、そういった大きな期待が持たれるような状況に今なっております。

2024年に、先ほど申し上げましたように糸貫インターチェンジが開通した暁には、これからも交流人口も増加ということも我々期待もしておりますし、そういったことによって経済効果というのでも期待をしておりますけれども、このイチゴというのは当然、皆さん御存じのようにスイーツなどに使われる非常に人気のある果物でございますので、こうした国外も含めて県外への出荷量増加ということもどんどん期待ができるというふうに思っております。

また、市内におきましては、こうしたイチゴを使ったスイーツなどの商品、またお土産、地元特産品としての販売、また引き続きイチゴ狩りなどによります観光客を集めることができる、そんな特産品でございますけれども、今後も夢のある資源として今後も使っていけるというふうに思っております、こういったイチゴの今後の販路拡大、そしてまた振興につきましては、今後も積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。

また、トマトも、これも少し販路の拡大につながるような動きが出てきておりまして、これまで岐阜市の特産農産物だけに与えられておりましたブランド農産物の愛称、いわゆる「ぎふベジ」ですけれども、これに令和2年4月から本巣市も加わりまして、11月に岐阜市が企画いたしました「ぎふベジ」の広報番組におきまして、糸貫のトマト振興会の先進的な農業の取組でございますJGAPの認証制度についてぎふチャンの番組で放送されまして、本巣市のトマト、これも大変付加価値を上げたというようなことで大きな話題になったということで、こうしたトマト、またイチゴというものについて、効果として新規就農者、新しい農業、こういったものをつくりたいという方が出てきておりまして、そういった副次的な効果もこのイチゴ、トマトについてはできているというふうに思っております。

それから、ちょっと話題は変わりますけれども、ジビエも、これは私どもはもともとが何とかこのジビエを特産品にしたいなあという思いがずっとありまして、このジビエの施設を造るときから一生懸命支援をさせていただきました。その結果、今ジビエは里山ジビエ会におきまして、鹿肉ハンバーグ、鹿の干し肉など、7品目を作るところまで成長してきております。また、鹿肉をペットフード用の肉としても出荷をいたしましたところ、大変売行きがいいというようなことで、今大変経営的には成功しているというふうに思っております。現在、そういった鹿肉の売行きがいいということで、現在鹿肉の乾燥機を導入して、自社製造の準備をジビエ会でもやっつけいくというようなことで今準備を進めているというふうにお聞きしております。

また、販路をやっつけり我々この関係者だけでやるんじゃなくて、やっつけり市内の皆さん方にも幅広くこの本巣のジビエを知っていただきたい、合わせてやっつけいただきたいということで、幼稚園とか小・中学校の給食にも今年初めて使わせていただきまして、鹿肉の混ぜ御飯というのを提供いたしました。そうすると、子どもたちは大変喜びましておいしかったと、また食べたいという高い評価をいただきました。それで、今後も給食のメニューにこういった鹿肉も入れながら、外に持つ

て出るばかりじゃなくて中でも皆さん方にも食べていただく、そんなことをしながら本巢市の特産品の一つになれるような、そんな取組になっていければなあというふうに思っております。

以上、ちょっと特産品の中でイチゴ、トマト、そしてまたジビエなどの少しお話を申し上げましたけれども、冒頭申し上げましたように、特産品の開発では、一番やっぱり課題は、何といたっても作っても売れなければ何ともならないということで販路の確保、拡大が重要であるということでありまして、先ほど来イチゴ、トマト、ジビエなどはまさしく今販路の拡大にも成功しつつある。ぜひこの動きをこれからも市としても積極的に支援をして、一つの立派な特産品のあるまちにしていきたいなあというふうに思っております、ぜひできればブランド化もして、そして本巢市の名前も世界に売れるような、そんな地域に、そしてまたそんな特産品になればと思っております、今後ともこうした特産品の動きをしっかりとフォローしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

質問者におかれましては、通告に従って進めていただきますようお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

通告と言われても、通告のとおりにやっておるつもりであります。そんなことはどうでもよろしい。

今言われるように、要するに作るものは作る、売るところが大事ですよという、私も八百屋を長いことやり、魚屋を長いことやっております。物を売るということの難しさというものは自分で身をもって経験をしているわけであります。

ジビエにおいては、同志の議員と京丹後のほうに視察に行つて、失敗談をいろいろと聞いてきました。その中で、ぼたんカレーだったかなあ、もみじカレーだったかなあ、そんなようなものもそこで売っているということで、売っているというだけであまり売れませんよということだったけれども、食べてみたところ非常にうまかったというようなことで、そういうようなものも参考にしながらジビエをどうしたらいいかなあということで、いろいろな相談があったときにいろんな知恵を、私なりの知恵も貸して、ようよう赤字ではなくて黒字になってきたなあということで私も喜んでいるところであります。

このジビエにおいては9日かな、CBCが取材に来て、いずれ放映されるであろうと思っております。ぼつぼつ支援のほうも減らしてもいいじゃないかなあという思いをしております。

また、イチゴやトマトにおいても、それを作る関係の人たちからいろいろと聞きますけれども、やはりそれなりの苦労がある。確かに売れている、隣の山口市においても大きなイチゴ狩りのできるような設備ができていっているということになれば、言葉の悪い言い方をすれば、お客様の取りっこが始まるであろうという中において、隣に負けないように、また市長さんにおかれましてはトップセールスをしていただくようお願いをして、この農産物等々というものについて、私の思いは思い

としてありますけれども、最後にそのことも含めて、また改めてお願いをしますのでよろしくお願いをいたします。

2番目には、この所信表明の中で、公共事業等々において地元の企業を優先的というふうに語られております。この地元企業を優先という、この地元企業とはどこまでの企業を指すのか。また、市長さんの頭の中では、地元の企業とはどういう企業なのかということをお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

市内の事業者ということでございますが、本巢市の入札の参加資格者名簿がありまして、そこには建設工事、測量建設コンサルタントのほか、物を買ったり、役務を提供するような業者も登録をさせていただくということでやっております、そういった方々は特に市内事業者ということで、それぞれ市内に本社・本店を置く事業所、また営業所や支店を置く事業所等というのがこの登録業者として登録されているということでございます。

そういった中で、これは先ほど来申し上げておりますように、本巢市はこうした登録業者を対象に、事業をやるときに業者選定をやりまして、実際工事をやっていただいておりますけれども、その際に、基本的には市内に本社・本店を置く事業所ということを基本に今までも進めてこさせていただいております。そういった中で、そういう市内業者に優先的に発注をやることによって、市内地域の経済と雇用を支える同時に、地域社会の維持活動、そしてまた寄与していただいております。

しかしながら、全ての事業がこうした本巢市に本社や本店を置く事業所というわけにはいきません。どうしても公正・公平な入札制度を維持するためには、一定の数の事業者が入らなければ競争が担保できないというようなこともございまして、一定数を確保するために本市内に本店を置く事業者だけではなくて、営業所を置く事業者、またあるいは近隣市町に本社や営業所を置く事業者も入れながら、ケース・バイ・ケース、それぞれ事業者が足りないものについては、一定数の事業者になるように市外の事業者等も入れて入札等を実施しているところでございます。

こうした一概に市内に本社・本店を置く事業者だけでやるというのじゃなくて、やっぱり一定の業者、いわゆる参加業者にならなければ競争が担保されないという場合には、市外の方々も入れてやっているということでございます。

今後も、基本的には市内に本社・本店を置く市内業者、この方へ優先的に、そしてこれを中心に発注をするということを基本にしていきますけれども、一定の事業者数が確保できない場合には、市内に営業所を置いているところ、市外の業者で市内に営業所とか支店を置いているような、そういった方々も、そしてまた市外の本社等々ある業者にも発注をやって事業を執行していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、市内の事業者というのは基本的には市内に本

社や本店を置くものをベースに、これからも入札等々やって地域経済の活性化、そして雇用の確保に努めていきたいというふうに思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

再質問をさせていただきます。

この市内業者の位置づけというものは、今市長さんが言われるように、本店を有するものということが建築業等々ではうたわれているということになってはいますけれども、私からしてみれば本巢市に主となる営業所、また事務所、また作業する土場があるものが私の思いとしては市内業者だと思っているわけであります。また、特に建設業においては、本巢市だけの事業ではやっていけません。ですので、今高速道路の工事が中日本からも発注されていますし、国からも発注がされている。ただ、残念ながら本巢市の企業では規模が大き過ぎて受けられないという残念な結果も出ている。けれども、下請として何とか使ってもらえないかということをお願いを行っているところであります。

幸か不幸か国のやる事業においては、高速道路においては今回2本の事業が出ましたけれども、1本は地元の企業が取ることができました。これはこれで非常にありがたいことだなあというふうに思っております。

位置づけについては位置づけとしていいんですけれども、いいにつけ悪いにつけということで、さきの議員から、根尾地域が過疎地域に指定をされたということが質問の中でまたありました。過疎地域になったというのは、根尾地域に人が少なくなったということであります。本巢市にとってそれは不幸なことであるけれども、一つの幸としては根尾に多くの建設業者がおられます。あの建設業者が1つでも2つでも倒産をするなり廃業していくと、そこに住む人がまた少なくなっていく。また今年のように雪が多くなったときには、除雪等々においても市民に対して不便を催すことになっていくであろうと。そういうことを考えれば、やはり重点的に過疎地と言われるところを少しでも止めるためにも、根尾地域を本店とする建設業の方に優先的に仕事が回るようにしたほうがいいのかあという思いの中で、この質問をしたわけであります。

ただ、行政としては、公正ということになればやはり入札ということになる。地域にもって、それぞれの便宜を図ることは市長さんとしては当然難しいであろうという思いをしておりますけれども、やはり最終的には、市民から預かった大切なお金が過疎地と言われるところにどんどん使われていくようになってしまつては非常にもったいないという思いがしております。

ですので、過疎地と指定されればメリットもあるかと思っております。指定されれば、国の補助金が1つの事業を起せば、70%からの補助金が頂けるといふふうに聞いております。根尾地域の過疎化の歯止めにもなるように、補助金がたくさん頂ける事業を行政として何か考えて、そして過疎化を少しでも止めるように、これは要望としておきます。お願いをしておきます。

次に移ります。

これは、私が市会議員になって以来の夢であります。私の姉さんの子どもが根尾川で亡くなりました。そういう思いがあって、少し人と違う思いが私は根尾川にあります。そういう中で、何とか根尾川をよくしたい、子どもたちが安心して遊べる場所にしたい、市民の方たちが遊べる昔のような、私が子どもの頃に遊んだような、そういう根尾川にしたいという思いから、根尾川にサイクリングロードを、散歩ロードと言ってもいいんですけども、造りたいという思いから、その時々の方の人、議員にお願いをしていろんなところに陳情に行ったり、また学校にお願いに行ってきました。

最近では、河村議員と共に、第一高校に出向いて、何とか造るけれども、造った後利用してもらえなければ価値がないからということで陳情にも行ってきました。今回の市長さんが市長選に出る時の公約の中にこのこと、サイクリングロードの建設ということがうたわれていた。非常にうれしかった。けれども、ちっとも予算化されてこないでどうなっておるんだというふうでちょっといらしていたところ、今回の予算に、金額は少ないと私は思っていますけれども、3,000万強の予算がついた。予算がつけば、あとは予算を続けて持続性という形でつなげていけば、いずれ道はつながるであろうと。

私が議員になった当初に、今議長をやっている黒田議員が道というものに対して一般質問をしたときに、これは名言だなあと思ったけれども、道はつながっていてこそ道である、止まっているは道じゃないというような質問をしたかと思っております。確かに言われてみれば、道はつながっていて道であって、どん詰まりでは道じゃないなあという思いをしております。

そういう思いの中で、サイクリングロードをどういうふうに造るのかなあという私の思いと市長の思いが合体していれば、それはそれで結構なんですけど、もし合体していないとなれば、また私も提案をしなければいけないなあと思っておりますので、市長のサイクリングロードの建設についての思いをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、根尾川のサイクリングロードの整備の全体構想についてお答え申し上げたいと思います。

平成30年7月豪雨等を踏まえまして、根尾川でも木曾川上流河川事務所によります河川内の樹木伐採、また河道掘削の工事を実施していただいております。そういったこういう工事で設置されました工事用道路があるわけでございますけれども、この工事用道路を活用することによってサイクリングロードができないだろうかということで今回提案をさせていただいております。

こういう工事用道路を終わればそのまま放ったらかしにすると、また前のような木が生え、また草が生えたような格好とまたなるということもありまして、何とかこれを使うことによって引き続

き、せっかくきれいにしていただいた河川景観をこれからもしっかりと維持しながらできる、そういうものになる。また、それを舗装することによって、市民の皆さん方が身近なところでサイクリングだとか、ランニングとか、先ほどもお話がありましたようにウォーキングなど、そういったものも楽しめるような施設にできるんじゃないだろうかということで、前々から議員からも要望もありましたこのサイクリングロードを、ちょうど工事用道路もかなりできまして目に見えてきましたので、こういったものを活用させていただきたいということで、私も木曾上の所長に会うたびに何とか御協力させていただきたいというお話もさせていただいて、何とか今そういう方向で来ているという状況でございます。

それで、この全体の長さでございますけれども、今大体藪川橋の上流を起点といたしまして、根尾川大橋の下流の瑞穂市との境、この辺まで延長約3.9キロございます。これを今年度から3年ぐらいで整備をしていきたいなあと。もちろん河川内の工事がありますので、その進捗状況も見ながら、何とか3年ぐらいの計画でこの3.9キロを整備していきたいなあとというふうに思っております。

ただ、そうした中で、この区間内には橋梁が途中に3か所ございまして、その橋梁があるがために床固工も3基設置されているということで、この辺をどういう形でクロスするのかというのがいろいろ問題はありますけれども、今後も極力洪水時に被害の少ないルート、またそういった工法等を選定するなどしまして、ぜひこれからも木曾上と引き続き調整を行いながら整備をしていきたいなあとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民にとっても誰もが気軽にこのサイクリングロードをお使いいただいて健康増進を図れるような、そんな場所として整備を進めていきたいなあと思っております。

なお、まだ現在、藪川橋からの上流のほうにおきましても、河道掘削なども今現在やっております。今後、それに関連して、工事用道路がこの南のほうと同じように活用ができるということであれば、藪川橋からの上流につきましても併せて延長をしていきたいなあとというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問をお願いいたします。

質問というよりは、私の思いでもいいんですけれども、私としては、造ることについては大いに結構、それがどういう名前であろうがどういう形であろうが、学生が自転車の練習ができる、また市民が安心して散歩等々ができる、そういうのが私の思いであります。そして、今説明の中に3.9キロということになっておりますけれども、やはりサイクリングロードとは道であります。黒田議員の名文句じゃありませんけれども、道はつながっていてこそ道でありますので、それを輪ゴムのように円にしてもらえれば、これが約7キロぐらいになれば、マラソンを何回走ったらフルマラソンでも使える、また競技にも使えるであろうと。また、市民の方たちも大いに遊びに来てくれるだ

ろうと。また今、木曾上において、私も黒田議員も漁協組合の組合員ということがありますので、よく木曾上にお願ひに行くわけですけれども、そういう形で、今、水の通るところを狭くして砂地のところを広く取るように、今一生懸命で段取りをお願ひしたところ、今そういう方向で動いてくれています。ですので、円くすることについてはさほど問題もないだろうと思っておりますし、またその工事をやる業者において、少しおまけであと道路を整備していくから、少しおまけでやっていきなさいと言うとやってくれておりますので、何とかお金がかからないように、また同志の議員たちと東京に陳情に行っても結構ですので、また私がお付き合いしている丹羽秀樹が文部副大臣になりましたので、学校のほうからの云々も何とか取り寄せるようにという形で、少しでも補助金をもらって整備ができるように汗をかきたいと思っております。これは私の要望にしておきます。円く造るように、輪ゴムのようにつながるようにしていただきたいということで、これは要望としておきます。

続いて、4番目の真桑文楽の件についてお伺いをいたします。

これはもう所信表明の中でうたわれておりますので、詳しいことがよく分かりませんので、詳しい内容について説明を求めます。その後で質問をしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

真桑人形浄瑠璃が上演されます真桑の人形舞台の老朽化ということで、今回予算に老朽化を防ぐということで、補修工事を新年度の予算に計上させていただいております。

この真桑人形浄瑠璃が上演されます真桑の人形舞台につきまして、少しちょっと議員のほうからお話がありましたように、ちょっと詳細がということですので、少し詳細を申し上げさせていただきたいと思いますが、真桑の人形舞台では、毎年物部神社の祭礼の際に、真桑人形浄瑠璃「真桑文楽」の奉納上演が行われております。この人形舞台は、明治初年頃の建築というふう考えられておまして、棧瓦ぶき・切り妻・平入りの建物で、回り床・田楽返し・それからまた三段返しというような各種の演出機能も備えた農村における人形舞台の典型的なものとして極めて重要なものであるということで、昭和50年9月に国の重要有形民俗文化財として指定を受けたものでございます。

しかし、長年にわたりましてこの舞台で文楽が上演されてきたために、経年劣化によりまして舞台の支えでございます床下の土台の木材がシロアリによる食害を受けたり、壁のしっくい剥がれたり、外壁にクラックが発生したりということで、損耗が随所に見られるようになってまいりました。

令和2年2月に岐阜県文化財保護審議会委員によります現地確認をしていただきまして、人形舞台の保存修理が必要であるという御指導、助言をいただきました。ということで、その後は11月に文化庁と協議をさせていただきまして、国のほうから2年計画で国の補助を受けながら保存修理を

進めていくということで、国との協議が調ったものでございます。この国指定の重要有形民俗文化財として後世に残していくため、また国指定の無形民俗文化財であります真桑人形浄瑠璃を後世に伝承していくために、今後我々としても積極的に補修云々をやりながら対策を考えていきたいというふうに思っております。

また、真桑の人形舞台の国指定というのは、先ほど申し上げましたように、舞台機能に加えまして観客席となります敷地、つまり舞台だけじゃなくて全体の敷地、前のほうで見る場所も含めて国指定を受けておるということでございまして、以上のことから、この明治初期の人形舞台、また観客席となる敷地というのが一体として文化財としての価値が認められているということで、今後も別の場所へ移動したり、新しいものを造るというようなわけにはなかなかありませんで、その歴史的な価値、やることによって歴史的な価値がなくなりますので、現在の場所で後世に引き継がれていくように、今後もできるだけいわゆる原形、当時の明治初期の建物をそのままやっぱりしっかりと残しながら、原形はしっかりと残しながら悪くなったところは保存、木を取り替えたり、壁をちょっと塗り替えたりとかしながら保存修理して、これからもいわゆる原形をしっかりと残して対応していきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

この真桑文楽は、この本巢市にとっては大事な財産であります。今、市長の言われるように移転が難しい、動かすことが難しいということになれば、それを直すのは結構なんですけれども、直して1年に1遍か2遍しか使わないというのは非常にもったいないという思いがしておるわけです。ですので、直した後、その周りを全て雨風の当たらないように鉄筋か何かで造れば、いつでも見られるだろうというふうに思っております。

このことをなぜ言うかという、1遍か2遍、1日興行をやるためにあのテントを張るのに200万の金がかかります。これは、市民にとっても大きな負担であります。長い目で見れば、それをなくせばいずれ元が取れるであろう。また、雨風の当たらないようにしておけば何回も上演ができるであろう、そのことによって保存をしたいと思っている地域の人たち、また他に住んでいるけれども、この文楽が好きだという人たちが寄ってきて上演ができるんじゃないかと、またしてもらえれば本巢市の名前も売れるし、ある程度有料にすればお金も入るんじゃないかなあという思いがして質問をしたわけでありまして。これは市でできることではありません。もしそういうふうになるとするならば、東京のほうに行っても、また県のほうに行っても、少しでもお金が頂けるように汗をかきたいと思っております。この件については、あくまでも要望という形にしておきます。

続いて、庁舎検討のことでお伺いをいたします。

この件については、今回の所信表明はCCNetで何遍も何遍も流れています。また、これから流れるであろうと思っております。残念ながら一般質問は1回しか流れませんが、所信表

明は五、六回流れるという、けなるいわけじゃありませんけれども、そういう中で、市民がたくさん耳にするわけであります。当然、聞いた人からの思いがよろず相談所である私のところに届くわけであります。

今回の庁舎のことに關しても、一部の市民の方から今造るべきではないじゃないかと、反対であると、何なら同盟をつくって陳情に行きますよというようなことを伺っております。私は、造ることについては何ら反対ではありません。ただ、今回の一般質問の質問内容としては、土地の価格という形で質問をします。建物を建てること云々については、また別のときで質問をしたいと思っております。

建てるということについては、市民の方からも今造るべきではないだろうという意見も多々聞かえてきます。けれども、合併特例債を使うということになれば、私が東京で聞いてきた話では、その事業を行っていけばある程度長くなってもいいよというようなふう聞いております。そういう中で土地を購入して、そしてそこを今埋立てをするということになれば、今、高速道路等々で残土というのかな、トンネルを掘ったときの土とかそういうものが処分に困っているというふう聞いておりますので、持ってきていくよと言えば持ってきてくれる、現場まで持ってきていただければ非常に安く造成が済むであろうという思いから、土地は、私は今買うことは大いに結構だと思っております。

そして、できるだけ広く買ったほうがいいと思っております。何せ今買えば土地も安いですし、合併特例債が使えるということになれば、仮に5万円で買ったとしても、10万円で計算したほうが早いのかな、3万円ぐらいの負担になるから、5万円で買ったとしても1万5,000円で買ったと同じ価値になるわけであります。ですので、広ければいろいろなことで使えますので、大いに広く買ったほうがいいだろうと。できることなら1万2,000坪弱までなら開発許可等々が難しくない聞いておりますので、そのぐらい買っていいのではないかなあという思いをしておりますけれども、買うのは結構ですけれども、単価についてはどのような値段構成をなされているのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎整備におけます土地購入単価につきましてお答え申し上げたいと思います。

市が取得いたします土地の購入単価につきましては、過去一、二年の間に近隣に市が不動産鑑定評価を行った事例がある場合を除きましては、事業ごとに不動産鑑定評価を行いまして、その鑑定評価を参考に決定をしてきております。

今回の庁舎整備に係ります土地の購入予定単価につきましても、昨年11月1日時点の不動産鑑定評価を行いまして、その鑑定評価額を参考としまして、また過去に市が取得いたしました土地の鑑定評価と購入価格の差額等も参考とする中で、最も取得時期が直近でかつ庁舎建設地に近いパーキ

ングエリア周辺公園の購入価格というものを参考にいたしまして、今回価格を設定させていただいておるものでございます。近隣の土地の単価に見合った金額で購入するというふうにさせていただいております。

また、先ほど、この際だから土地をいっぱい買ったらというお話もありますけれども、御案内のように役所のやる仕事というのは不動産業者ではありませんので、使う予定のないものをたくさん買うということはなかなかというか、要するに庁舎を建てる必要になる面積を買うことしかできませんので、予備に将来のこと云々というふうなことは、また必要になった時点で土地を購入するというのが基本でございますので、今地価の問題もありますけれども、今回の庁舎の建設に必要な面積ということで、先ほど来お話がありました土地を参考にしながら、庁舎に必要な面積で確保していきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

お金の話が出てきませんでしたので、私が勝手におしゃべりをしますが、私が議員になってから市が建物を建てるために買った土地が、この隣の幼稚園の整備するときに買った土地、その当時は私の記憶では7万円を超えた、坪当たりの話ですけれども、7万円を超えていたというふうに思っています。それから、まだつい最近になるかな、席田小学校の北側の公園土地を買ったときも、思ったより高い値段であった。そういうようなときに正直なことを言って、私が全て高いと言って小言を言った覚えがあります。

それから、一番近い話では、真桑幼稚園の土地、そして今工事が盛んに行われている都市公園と言われる土地のこともそうです。その一番近いから都市公園の土地の単価を言いますと、当初、市のほうから発表されたのは坪当たり6万円というふうに聞いております。いかにも高いという思いがしましたので私も相当小言を言ったというのか、したことによって、結果的には都合4万円ぐらまで下がったというふうに思っております。

地権者の人にとっては、ばかたれ鏑本と思われるかもしれませんが、大切な税金であります。そういうことを鑑みると、今回その4万円の土地に近い土地を買われたということで、どうも報告によりますと、予算書を見ますと4万円を少し超える金額でなされているなあというふうに思っております。できるだけ安い金額で交渉してもらうことをお願いしておきます。

それから、もう一点は、砂利を採掘したところも買うという形になっております。これがもし同じ価格であるとするなら、少し問題だろうというふうに思っております。私の思いとしては、砂利を掘ったところは土地の価値としては相当低くなると思っております。場所は名前を言うと角が立ちますので言いませんけれども、この近くのところで砂利を掘った後は坪当たり3,000円でも売れないというふうに聞いております。早い話が砂利を掘ったところについては、宅地等々にしたときでもいろんな問題が起きる可能性があるということで、非常に買う人が買わないから土地が下がる

という形であります。ですので、市が買うにおいても、砂利を掘ったところと掘らないところについては差をつけるようお願いをしておきます。

予算書を見ると、20%か25%ぐらいは低くなっておるといふふうに思いますけれども、もう少し交渉ができるものなら交渉していただくことをお願いして終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時12分 再開

○議長（黒田芳弘君）

それでは、再開をいたします。

続いて、10番 臼井悦子君の発言を許します。

○10番（臼井悦子君）

通告に従いまして、2項目につきまして質問させていただきます。

本日は、皆様方がそれぞれ語られましたように、本当に東北の大震災の日でございます。10年という短いような年月ではございますが、本当に今までの間、御苦勞されました被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、本当にお亡くなりになりました犠牲者の皆様方にも哀悼の意を表したいと思っております。

今朝ほどテレビを見ておりましたら、宇宙センターのほうから野口さんがメッセージをお届けされました。その内容は、被災地の皆様方が世界の皆様方に、その当時の大変皆様方の温かいお心に対して感謝の気持ちを述べてお礼を申し上げるというメッセージでございました。私は、それを見まして、いつもそういう番組のときには一つの決まった歌があります。本当にその歌の悲しみの向こう側にはきれいな花が咲くというような歌がございましたが、ようやくそんな花が咲き出したのかなあ、当時の被災地の皆様方は大変苦しい、まだ続けてみえますけれども、少しずつそんなきれいな花が皆さんの心にも見えるようになったのかなあというふうに思いまして、少しだけほっとしたというのがこの10年の本日でございます。

それでは、質問の中に入りたいと思っております。

一つコロナの関係につきましては、昨年から大変な状況ではございますが、それに対しまして、行政の皆様方も通常の業務以外にも、このコロナ対策ということで、本当に市民の皆様方の安全のために日々闘っていただいております。また、今後まだまだ終息の見込みのない状況ではございますが、何かと市民の皆様方の安全への御配慮をさらによろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思っております。

初めに、不登校児童・生徒の学びについて質問いたします。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大という不安な状況が続く中、本市においても不登校の子どもたちが多く見えることと思っております。その子どもたちが年代に応じた学びができる支援体制が必要

と考えます。現在、本市におきまして、不登校児童・生徒の現状はどのようになっておられますか、お尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市の不登校児童・生徒の現状についてお答えします。

本年度、月7日以上欠席をしている不登校児童・生徒は、2月現在で小・中学校合わせて56人となっております。昨年の同時期は44人で10人以上増えており、また臨時休校明けの6月が25人だったのに比べて2倍以上の増加となっております。例年は、新たに不登校となる児童・生徒数が10月以降落ち着いてくる傾向があるのですが、本年度はいまだ増え続けている現状です。

不登校の要因は、家族の問題や本人の無気力など様々な要素がかみ合っていますが、学年が上がるにつれ、学習への不安や学校での人間関係に起因するものが増える傾向にあります。特に、本年度は新型コロナウイルス感染症に対する漠然とした不安や、人との直接的なコミュニケーションが減っている状況が不登校に拍車をかけている感じを受けます。

不登校児童・生徒の中には、保健室や相談室に少しずつ登校できたり、放課後に学校に来ることができたりする動きも見られますが、学校の教職員が家庭訪問をしても本人と全く会えないという児童・生徒も若干名おり、それぞれの状況を見極め、様々な支援を続けています。教育委員会としても、この現状を重く受け止め、他課や関係機関との連携を深めながら不登校児童・生徒本人や家庭に適切かつ具体的に働きかけることが急務であり、これまでの対応に加えて新たな支援策も考えているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。本当に昨年とまた違って多くの子どもさんが学校に行けないという状況になっているということは、恐らく全国的な現象だと思います。本当に原因につきましては、家庭の状況とか学校でのいろんな人間関係とか、子どもさんの自分との個人的な事情とかいろいろあると思いますので、本当にそれらに対処して少しでも学校に行ける、または学びができるというような状況に近づけたらなあということを本当に思います。昨年は休校も多く、自宅での学習が余儀なくされて、不登校児童たちも大変学業も、普通の学校へ行っている生徒にしても学業も大変だったと推測しております。また、学校の教育の在り方も変化してきたと思います。こういった状況の下で、不登校の子どもに対する現在の市の対応をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校児童・生徒への現在の市の対応についてお答えします。

不登校児童・生徒への対応は、多様な問題を抱えた子どもの対応に応じたきめ細かな支援が必要となります。ですから、学校復帰という結果のみを目指すのではなく、自分自身の歩み方や進路を主体的に選択するなど、社会的に自立することを目指していく必要があります。子どもにとっては、この時期が自分を見詰め直したり、心の休養となったりしている場合もあります。

本市では、これらのことを踏まえ、不登校児童・生徒の一人一人の状況を受け止め、次のような対応を行っております。

1点目は、教育センターの教育相談総括指導員が市内不登校児童・生徒一人一人の現状から必要としている支援を見極め、対応の全体像をコーディネートし学校に助言しております。

2点目は、全小・中学校に相談員を配置し、担任と連携を図りながら相談室登校などの支援を行っています。また、不登校児童・生徒への家庭訪問も行い、学校とのつながりをつくっています。

3点目は、不登校など特別な支援が必要な子どもについて、幼稚園時代から支援シートを作成し、小学校、中学校へと確実に引き継ぎ、シートを活用し、長期的な計画の下に継続的な支援を行っています。

4点目は、教育センター内に適応指導教室たんぼぼを設置し、来室する児童・生徒の話をじっくり聞いて心をほぐす教育相談、本人の得意なこと、苦手なことを明らかにしながら社会性を高める発達相談、生活習慣のサイクルを徐々に改善する生活自立支援など、一人一人の状況に応じた支援を行っています。

5点目は、スクールカウンセラーによる不登校児童・生徒及びその保護者へのカウンセリング、さらにはスクールソーシャルワーカーも加わったケース会を開催し、それぞれの役割を明確にした相談や支援を行っています。

本市のよさは、総括指導員や各学校の相談員を中心に、本人の困り感に寄り添いながら学校や保護者、医療機関等の関係機関と連携を図り、一人一人の状況に応じた支援プログラムの下、役割を分担してチームで支援を続け、学校復帰や社会的自立に向けた体制を整えているところにあります。

不登校児童・生徒の心は、内側だけに取っ手がついている扉に閉ざされているものです。子どもが自らの手で心の扉を開いていける安心感のある支援を続けてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。大変本市の不登校児童に対するものには大変手厚いものがあるということは本当に承知しております。大変大きな、これからどんどん多くなるという可能性のある不登校児童に対して、やはりそれだけの先生方の配置には大変御苦労が重なって、大変なことになって

いるんじゃないかということは思います。そして、何よりも一人の子どもが本当に学校へ行きたくなくなるというような状況にするというのは、もうかなり困難なことかということも思っております。

本当に今日の質問の中で堀部さんが言われていましたように、東海地方で初の公立不登校特例校となる岐阜市立草潤中学校が4月に開校されます。昨年からのこのニュースを何度も聞きながら、いろいろ私も考えておりました。

まず最初に思ったのは、草潤中学校、この草潤という名前は一体どこから来るんだろうかなあということを思って少し調べてみました。これは、中国の勸学篇にございます荀子という方なのですが、孔子の思想に基づいていろいろ活動された方ということなのでちょっと見てみましたら、一番私が思いがあったのは、青は藍よりいでて藍より青し、これは恐らく皆さん多くの方が御存じだと思いますけど、これが荀子の言葉でございます。その中に、もう一つ荀子という人が草潤という名前を派生したのは、玉山に在れば草木が潤い、淵に珠生ずれば崖枯れずという——続きがありますけど——というような歌があります。本当にすばらしいものの積み重ねが学ぶという言葉の意味だというような内容でありました。内にすばらしいものがあれば必ず外に表れるという意味でもあるということでもあります。また、大まかに私が感じましたのは、草木が潤う、草木が潤すものは水、水の役割が教育なのではないかなあとというふうに私はこの名前の由来を自分なりに、教育は水なんだというふうに思いました。

この草潤中学校は、大変今後期待されるところでございますが、ほとんどの事業をオンラインでも受けられるなど、一人一人の希望に合わせたカリキュラムを組んで、週に1回から2回オンラインで行うコースと、週に1回登校するコースが設定されているという内容ですが、このような不登校生への支援体制が行われる中、新年度、市におかれましても、さらに新たに教育センター機能の充実が図られますが、どのようにさらなる支援をされていくのかお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

教育センターの充実と不登校児童・生徒の支援についてお答えします。

不登校児童・生徒への支援は、社会的自立という大きな目標に向けて、様々なつながりや心の支えをつくる必要があります。さらには学業の遅れへのリスクを避け、進路選択上の不利益にならないよう配慮する必要があります。

そうしたことを踏まえ、教育委員会では、来年度から教育センターに増え続ける不登校対策のキーマンとして新たに不登校対策指導員を配置します。不登校対策指導員には、教員免許を持ち、今まで様々な不登校児童・生徒の自立支援や学校復帰に尽力してきた経験豊かな退職校長を充てます。そして、指導員が中心となる不登校の子のための適切な支援と多様な学習の場、（仮称）本巢の学び舎を富有柿センターに新設します。そこを拠点として学校や保護者、関係諸機関とともに不登校児童・生徒一人一人が必要としている支援を行ってまいります。

学び舎は、様々な要因や背景がある不登校児童・生徒が心の扉を開き、自分から踏み出そうとする気持ちを醸成するところで、この場所で人との信頼関係を築きながら心を解きほぐし、歩み出すエネルギーを補給する場所です。エネルギーが満ちたときには学校復帰への後押しもできます。さらには自分の好きな教科から少しずつ学習に取り組む習慣を身につけ、小集団で行う教科学習に発展させたり、体験的な活動や軽スポーツを行ったりしていきます。そうした学習や活動の中で、少しずつ学習への不安を軽減し、学力・体力等を培い、学校復帰への道筋をつくっていきます。

また、本巢の学び舎には、新たに配置する不登校対策指導員のほか、教育相談の専門性が高い養護教諭の資格を持つ保健衛生指導員や情報教育推進指導員、教科専門指導員等を兼務させ、安心して相談もでき、出向いてみたくなるような学習や活動を提案してまいります。

富有柿の里には、数学ワンダーランドや古墳の館、陶芸教室、調理教室、心地よく体を動かすことのできる隣接する公園、そして心穏やかに触れ合える豊かな自然など、不登校児童・生徒にとって魅力的な体験もできる場所です。今後、この本巢の学び舎を不登校児童・生徒とその家族に紹介し、一人でも多く足を運べるよう働きかけてまいります。

さらに教育センターの機能強化として、市内幼稚園から90%以上の子が地域の小学校に入学する本市の強みを生かし、不登校対策の面からも幼・小・中の学びや育ちの連続性を基盤とした体制を構築してまいります。そのため、来年度から新たに幼稚園教育相談員を配置し、支援が必要な子が増加している各幼稚園の園児と保護者の支援に当たります。小学校入学前から子どもや保護者の困り感に寄り添うことで、入学後の不適応や不登校を未然に防ぎ、本巢市の特色をフルに生かした幼・小・中一貫した途切れのない支援ができるよう努めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。本巢市にも大変すばらしくこのような計画をされておられるということに、本当に心から敬意を表します。私も、今このお話を聞きました折に、ちょっと今思ったことは、やはり御家庭が本当に率先して、我が子を学びのために少しでも学校と連携を取ってそういう体制をつくっていくということも大変大切なことです。そして、やはり子どもは地域の宝でもありますので、地域の中でそ本当に子どものことを考えている方も多くおられると思います。そういう方にもぜひともそういうのに参画していただきまして、ボランティア活動というのか、これはある程度子どものいろんな尊厳ということもございますので難しいことになるかも分かりませんが、本当にいろんなことを体験された大人の方でも、そういう力になれる人がいるんじゃないかということも思いますので、ぜひとも地域にもそういう声をかけて御協力を願っていただければということも思いました。どうかこの本巢の学び舎が本当に有意義な不登校生にとって温かい本当に子育ての巢のような場所になるように願っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目は、道徳教育についてです。今は豊かな世の中で、欲しいものが手に入りやすい豊かさの中で育つ子どもたちが、大切な心を見失うことのないような道徳教育を考えてみたいと思います。

少年の非行化がだんだん低年齢になって、少年犯罪も増えてきている現代社会におきまして、心の大切さを低学年のうちをしっかり学んでほしいと願う今日であります。そういった中で、学校教育における道徳教育の現状についてお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小・中学校における道徳教育の現状についてお答えします。

道徳教育は、教育の目的である人格形成に最も寄与するものであり、生命尊重や他者への思いやり、善悪の判断など、社会で生きる基盤となるものです。言い換えれば美しい心で人間らしく、思慮深く生きる礎を築くものです。ですから、学校での道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて進められております。その要となるのが道徳の授業であり、その重要性から特別の教科道徳として実施され、考え議論することを重視するようになりました。

その趣旨を受けて、各学校では資料を読んで善悪を判断するだけの形骸化された道徳の授業ではなく、行為の裏にある心情を自分ごとと捉えて仲間と対話し、自己の心の弱さや他者の考え方や感じ方を理解し、道徳的価値を捉え、今後の生き方につなげることを大切にしています。それを日常生活や行事などに結びつけることができるよう指導計画も工夫しております。

コロナ禍の今、特に人と人との直接的な触れ合いが希薄になりがちだからこそ、見えにくくなっている相手の心に思いをはせ、思いやりの心を育てる道徳教育が重要であり、それがいじめの未然防止などにも直結します。各学校では、道徳の授業を中核としながら様々な場面ですばらしい姿を認め、そのすばらしさの中身、価値を理解し合い、実践していく道徳教育を教育全体で推進しております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。本当に人間らしくという人間の尊重というのか、人と人の触れ合いの中で培われていくというこの道徳、本市にとりまして目指している道徳教育というのか、そういったことについてお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市が目指す道徳教育についてお答えします。

本市では、「ふるさとをルーツに、未来を切り拓き、たくましく生き抜く人づくり」を目指して、自立、協働・共生の力を育み、自己実現を図る教育を目標としています。また、本市は豊かな自然や文化にあふれ、地域で豊かな人間関係を築いているよさや特徴があります。そうした強みを生かしながら、本市の道徳教育は全ての学校で、郷土の伝統と文化の尊重や、郷土を愛する心に重点を置いて、道徳と他の教育活動を結びつけた実践を行っています。さらに、自他の命を大切にすることを基盤に、自立した人間として他者とともによりよく生きる道徳性を育む教育に各校で取り組んでおります。

さきに述べたとおり、道徳教育は教育活動全体を通じて行われるものであり、道徳の授業では自己を見詰め、道徳的価値を理解し、自らの生き方について考えを深める営みや、朝の会・帰りの会などで仲間の言動や生き方のすばらしさに気づかせていく営みを大切にしております。

さらに、道徳教育の実践の場は学校のみにとどまりません。例えば県道徳教育推進会議が推進している「1家庭1ボランティア」では、いじめやコロナハラスメントなど様々な問題が取り上げられる昨今、家庭でも豊かな心を育む道徳教育を充実させることを目標に掲げています。基本的な生活習慣や望ましい人間関係づくりなど、人間形成の第一歩は家庭教育であり、保護者会や家庭教育学級において、心の教育について考える場を充実させていきたいと考えております。

また、本市は全ての学校がコミュニティ・スクールであり、学校の道徳の授業を地域の方々に公開したり、一緒によりよい生き方について考えたりしています。地域の方々の御指導もいただき、学校で養われた道徳性がボランティア活動や伝承行事、三世代交流など、地域の中でも発揮・発展していくことを願っています。今後も学校・家庭・地域が連携・協働し、本巢市らしい地域の強みを生かした地域ぐるみの道徳教育を推進できるよう努めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。大変本当に内容的にはしっかりと組み立てて取り組んでいただいているということを実感しております。

かつて本巢中に私が教育実習に行きました折に、オオツカ先生という方が糸貫町の出身の先生でございますが、ちょうど担当していただきました。その先生が昭和60年ですか、随分古い昔のことですが、北方小学校の卒業生の皆さんに卒業記念として、本当に校長先生のお話というような、こんな一冊の本を残されました。そしてこれは私に、わざわざこの役所におりましたので持ってきてくださったということなのですが、これをいろいろ読ませていただきますと、本当に子どもたちへの思い、そして教育についての思い、家庭での在り方、そしてこのオオツカ先生がいろいろ体験されたいろんな学校教育についてのことが本当に盛りだくさん書かれておられます。そして、先生自身が広島での原爆に遭ったということで、被災されたということで、それも含めてそんなお話もい

っぱい書かれてあります。幼い頃のことも含まれて、そうしてそれを小学校6年生の卒業の日に発刊して、子どもたちに記念に贈られました。その一冊でございます。

そういった本の中に、本当に道德の重要さが教育の基本かと感じさせるような文面が本当に分かりやすく例を挙げて書かれております。こういった郷土出身の教育者の方もおられますので、この先生のお書きになった内容もしっかり道德教育には役に立つというふうに私も思います。

このコロナ禍で、たまたま家の整頓をしておりましたら、久しぶりにこの本にまた、何これと思ってひっくり返したらこの本でしたので、その場で本当に立ちすくんで、もう2時間ぐらいこれを読んでおりました。そうしたら、これが道德かということで本当に胸が詰まる思いで読ませていただいたということです。

現代社会、大変学校も、先ほどの不登校もですけれども、いじめも多く見えないところであります。こういうものは全てこの子どもたちの道德、その道德心、人を思いやるというその道德心がどこかで欠如しているんじゃないかなあということを思います。そういった道德に今学校として、教育長さんがいろんなお話をしていただきました。しっかり対処して立ち向かっておられますが、そういったその道德教育における教材というのか、教材はどのようなふうにして利用されているのか、その教材とする資料についてお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

道德の授業での教材とする資料についてお答えします。

道德の授業が特別の教科道德となったことで、授業では文部科学大臣の検定を受け、市で採択した教科書を主に資料として使用しています。教科書では自分自身に関する事、他の人との関わりに関する事、自然や崇高なものに関する事、集団や社会との関わりに関する事という4つの視点について、個性の伸長、親切・思いやり、生命の尊さ、郷土愛など、20前後の内容項目の資料がバランスよく配置されています。さらに教科書には、情報モラルやいじめといった今日的教育課題に関する教材が全学年に位置づけられています。特にいじめに関しては、複数の教材を組み合わせたり日常の学校生活の具体とつなげたりしながら、こんなときあなただったらどうしますかと問いかけるなど、いじめを自分ごととして捉えて深く考えることができる工夫がなされています。

また、本市では、教科書以外の教材として、本巢市にゆかりのある偉人を主人公にした資料を教員が自作し、それを活用する道德の授業を行っています。根尾の治山・治水に貢献した金原明善氏の功績を教材化した糸貫中学校の授業実践もその一つです。

子どもたちにとって地域教材は、ふるさとへの愛着と誇りを高めるものです。武将であり茶人でもあった古田織部氏の生き方や、伊勢湾台風により傷んだ淡墨桜を救うために奔走した宇野千代女史などについても、今後ぜひ取り上げて道德の授業で教材化したいと考えております。さらには本市に貢献、活躍する地域の人材をゲストティーチャーとして招いて子どもたちに話をいただき、

その功績や生き方を生きた教材として出会わせ、子どもたちの心に深く刻まれる道徳の授業をより展開してまいります。

道徳の資料は自己を映し出す姿見であり、自己の在り方を磨く砥石であり、人間の在り方を示す道しるべと言えます。今後も地域人材を含め、心に響く資料を子どもたちに出会わせてやりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。私が長々申すまでもなく、本当にしっかり地域に根づいた道徳教育をしていただいているということで本当にありがたく思います。子どもが本当に理解ができて、また考えることのできる、そんな道徳教育の具体的な推進をよろしくお願ひしたいと思います。

また、それによって本市が豊かなまちになるように、本当に子どもの未来をそこに重ねて、すばらしいまちづくりができるように願って本日の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月26日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時47分 散会

